

総長選考・監察会議（第11回）

令和8(2026)年3月13日（金）

13:30～15:30

議 題

1. 令和8年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について
2. 総長の賞与に係る職務実績自己評価について
3. 求められる総長像の具体化について
4. 令和8年度総長選考・監察会議議長の選出に係る意見交換について
5. 総長選考開始の公示について
6. その他

配付資料

1. 令和8年度の総長選考・監察会議への申し送り事項（案）
- 2-1. 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（案）
- 2-2. 総長の賞与に係る職務実績自己評価書（案）（令和7年度）
- 2-3. 総長の賞与に係る職務実績自己評価書（案）（令和8年度）
- 2-4. （イメージ）R8年度総長の賞与に係る職務実績の評価スケジュール
- 3-1. （参考資料）求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目（案）
- 3-2. 求められる総長像の具体化に係る活用の在り方の検討（案）
4. 令和8年度総長選考・監察会議議長選出にかかるスケジュール
- 5-1. 総長選考開始の公示（ホームページ公表資料）（案）【別冊1】
ホームページ掲載文
（資料1）総長選考開始の公示にあたって（総長選考・監察会議議長）
（資料2）東京大学総長選考プロセスのイメージ
（資料3）求められる総長像（令和7年12月1日総長選考・監察会議）
（資料4）（参考資料）求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目
（資料5）東京大学総長選考・監察会議規則
（資料6）東京大学総長選考・監察会議内規
（資料7）東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則
（資料8）第2次候補者を決定するための手順について
- 5-2. 総長選考開始の公示（各部局宛通知）（案）【別冊2】
総長選考の実施について（通知）（案）
（送付資料1）総長選考開始の公示にあたって

- (送付資料 2) 公示文書
- (送付資料 3) 求められる総長像
- (送付資料 4) (参考資料) 求められる総長像の重点ポイント及び評価項目
- (送付資料 5) 東京大学総長選考プロセスのイメージ
- (送付資料 6) 総長選考における第2次候補者への共通質問の募集について
- (送付資料 7) 総長選考における意向投票に伴う授業休止等について (依頼)
- (送付資料 8) 代議員の選出について (依頼)
- (送付資料 9) 代議員名簿等 (様式) 【作成中】
- (送付資料 10) 東京大学総長選考・監察会議規則
- (送付資料 11) 東京大学総長選考・監察会議内規
- (送付資料 12) 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則
- (送付資料 13) 第2次候補者を決定するための手順について
- (送付資料 14) 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則別表の区分
に属さない者について

- 6-1. 東京大学総長選考・監察会議委員名簿
- 6-2. 令和8年度総長選考・監察会議日程
- 7-1. 第8回総長選考・監察会議議事要旨 (案)
- 7-2. 第9回総長選考・監察会議議事要旨 (案)
- 7-3. 第10回総長選考・監察会議議事要旨 (案)

参考資料

- 1. 次期総長選考に向けた課題検討
- 2. 総長の賞与にかかる職務実績の評価について
- 3. 東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項

(案)

令和●年●月●日
総長選考・監察会議

令和 8 年度の総長選考・監察会議への申し送り事項

令和 7 年度の総長選考・監察会議においては、前年度からの申し送り事項を踏まえ、次期総長選考の実施手順等（求められる総長像、総長選考スケジュール、総長選考プロセス、関連規則等）を決定した。

決定に際しては、前年度からの申し送り事項に加え、「令和 2 年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書（令和 2 年度総長選考過程検証委員会 令和 2 年 1 2 月 1 1 日）」や「総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書（総長選考会議の組織検討タスクフォース 令和 3 年 3 月 東京大学）」等を参照し、令和 2 年度に実施した総長選考で指摘された課題も検討を行った。

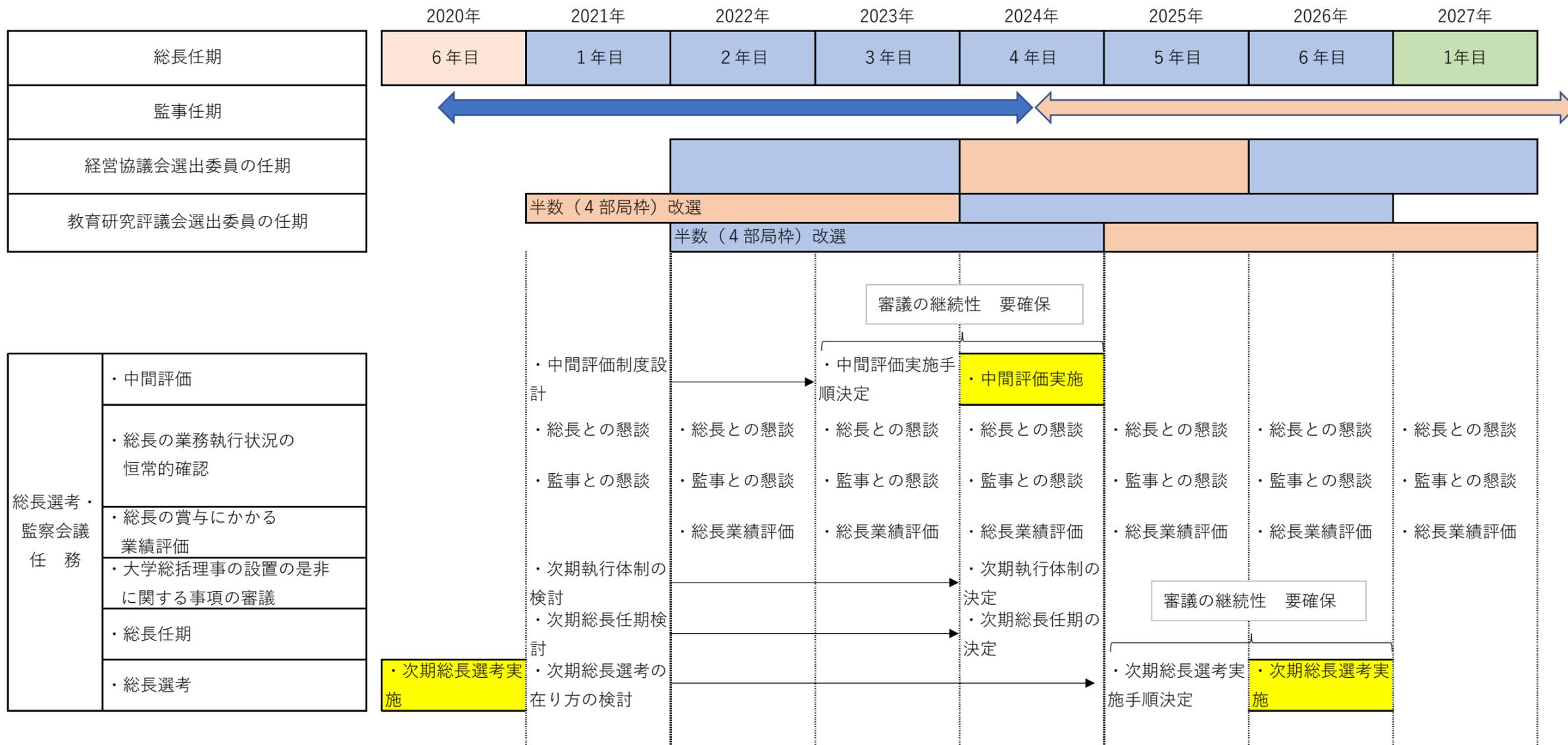
また、今回の総長選考の実施手順等については、国立大学法人法及び国立大学法人ガバナンス・コード等において総長選考・監察会議に求められている役割を踏まえ、総長選考・監察会議がより主体的に選考を実施できるような仕組みを構築するとともに説明責任を果たし運営の透明性を確保する観点から、可能な限り情報を公表することとした。

これらを踏まえ、前年度から申し送られた「総長選考・監察会議スケジュール」（別紙 1）及び「次期総長選考に向けた課題検討行程表」（別紙 2）とともに、令和 7 年度における次期総長選考の検討結果等をまとめた「次期総長選考に向けた課題検討（令和 7 年度）」（別紙 4）等を申し送る。

- （別紙 1） 総長選考・監察会議スケジュール
- （別紙 2） 次期総長選考に向けた課題検討行程表
- （別紙 3） 総長の賞与に係る職務実績評価等について
- （別紙 4） 次期総長選考に向けた課題検討（令和 7 年度）
- （別紙 5） 東京大学総長選考プロセスイメージ

総長選考・監察会議スケジュール(案)

別紙 1



(参考) 国際卓越研究大学関連

★国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

- 法公布 ●法施行 ●支援開始
- 基本方針
- 認定申請 (第1回) ●認定申請 (第2回)
- 計画認可申請 (第1回) ●計画認可申請 (第2回)

★国立大学法人法一部改正法

- 法公布 ●法施行

2025年度までの総長選考・監察会議における課題検討行程表（案）

国際卓越研究大学制度によるガバナンス改編を見据えつつ検討する必要がある。

○総長の中間評価

※この行程表は必要に応じて適宜見直すことができる。

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
<p>・2024年度の中間評価実施に向けた具体的な実施内容の検討を行い、評価スケジュールを確定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール ・自己評価書フォーマット・評価資料（内規18条2項） ・意見照会手続き（内規18条3項） ・評価案の作成方法（内規18条4項） ・総長に対する質疑の形式（内規18条4項） ・評価の決定方法（内規18条4項） ・評価結果の通知方法（内規19条1項） ・評価結果の公表方法（内規19条2項） 	<p>(a) 前回の手順をそのまま踏襲する (b) 前回の手順を踏襲しつつ、2022年度から導入した総長の賞与に係る職務実績の評価との関係性を整理したうえで、もう少し簡略化した手続きとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ「総長選考・監察会議内規」の見直し ・必要に応じ「総長の中間評価の実施に関する運用について（平成29年10月学内WG）」の見直し ・内規改正を要する場合、総長選考・監察会議の表決 	2023年10月まで	2024年3月の総長選考・監察会議で決定

次期総長選考に向けた課題検討行程表

○次期総長の任期

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
<p>・国立大学法人法において、「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要 ・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討 ・総長選考・監察会議の解任申し出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要 ・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素 ・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要 ・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき 	<p>(a) 6+0（H21年～現行） (b) 4+0（S47年～H20年） (c) 4+2（S24年～S47年） (d) 5+α（T8年～S13年） ……など</p> <p>※過去の検討経緯 「6年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、2012年度の検討では、「6年は不適切である」という意見は特段なく、6年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催（審議状況報告、意見交換） ・学内構成員への意見照会 ・総長の任期を改定する場合、総長選考・監察会議の表決 （・総長の任期に関する規則改正案審議→役員会へ引き継ぎ改正） 	2025年3月まで	2026年選考開始の公示日までの総長選考・監察会議で決定

○申し送り事項1. 次期総長選考に向けて特に留意すべき課題

課題		論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
(1) 総長選考プロセスの大枠について	①選考プロセス全体	・次期選考に向け、総長選考/会議において各年度に取り組むべき基本的事項の行程表	(実施済み) 本ペーパー 必要に応じて見直し	・総長選考・監察会議の了承	2026年選考開始の公示日までの総長選考・監察会議で決定	
	①選考プロセス全体	・大学組織における総長の位置づけ ・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認	分離の方法 (a) 分離しない (現行維持) (b) 分離しないが、教学を「つかさどる副学長」を置く (c) 理事長と大学総括理事に分離する	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・学内構成員への意見照会 ・大学総括理事を設置する場合、総長選考・監察会議の表決 (・大学総括理事の選任手続案検討→役員会へ引き継ぎ規則化)		
	②求められる総長像	・「求められる総長像」の具体化についての検討	(a) 現行維持 (b) 国内外の大学における求められる総長像を参考にする	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・運営方針会議への意見照会 (国立大学法人法第21条の8) ・学内構成員への意見照会 ・総長選考・監察会議の了承	2025年12月まで	2026年選考開始の公示日までの総長選考・監察会議で決定
	③意向投票	・選考プロセスにおける意向投票の意義、位置づけ ・意向投票の複数回の投票等の方式の検討	選考会議の主体性を確保しつつも、大学の長の選考には、不可欠のプロセス	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・運営方針会議への意見照会 (国立大学法人法第21条の8)	2026年3月まで	
①選考プロセス全体	・選考プロセスへの職員の参画の在り方の検討		・学内構成員への意見照会			
(2) 総長選考プロセスにおける具体的事項について	①第2次候補者の絞り込み方法	・第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール ・現行内規の「3人以上5人以内」の規定を維持すべきかどうか ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める		・運営方針会議への意見照会 (国立大学法人法第21条の8) ・学内構成員への意見照会	2026年3月まで	
	②候補者情報の収集の在り方	・選考委員に対する候補者情報の充実化 候補者提出書類及び候補者に対する面接時間 ・経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多元的に知る機会を増やす方策		・総長選考・監察会議内規の改正 ・総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改正		
	③候補者情報の発信・提供の在り方	・構成員等に対する候補者情報提供の充実化 公表内容、発信・提供の範囲、公開討論会、動画配信		・総長選考・監察会議における表決		
	④経営協議会との関係	・経営協議会における第1次候補者推薦の在り方		・経営協議会との対話の機会を通じ検討を促す。		

○申し送り事項2. 総長の業務執行状況の確認、業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方について

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
(1)	・総長の業務執行状況の確認方法 ・監事との連携の在り方	(実施済み) 必要に応じて見直し	総長選考・監察会議の了承	/	
(2)	・総長の賞与の増減に業績評価、監事との連携の在り方も含めた具体的な評価方法				
(3)	・将来の総長候補の育成の在り方	既に本学では、国立大学法人ガバナンス・コード【原則1-4 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成】を受けて、国立大学法人東京大学における法人経営人材の育成方針について（令和3年3月18日総長裁定）が定められており、将来に向かってその法人経営を担う人材を戦略的かつ計画的に育成するとし、定期的に法人経営人材の育成状況を確認するとともに、必要な対応を行うとしていることから、総長選考・監察会議としては検討を行わないが、必要な情報収集を行い総長との懇談の機会を活用するなどして定期的に法人経営人材の育成状況を確認していく。	総長選考・監察会議の了承	2023年2月まで	2023年3月の 総長選考・監察 会議で決定

○総長の賞与に係る職務実績評価等についての意見

<効率的かつ効果的な手続き等の実施>

- ・総長の職務実績に関する議論や意見聴取が行われる様々な場と、総長選考・監察会議による賞与に係る職務実績評価との関係も考慮して、手続きの簡素化、重点化を含めて、効率的かつ効果的な手続とすることが望ましい。

<評価の視点>

- ・総長に求められるものは何か、それをどのように評価するかについて、各委員で共通の視点を持つことが重要である。その視点を踏まえ、総長から報告いただきたい事項を整理し、総長に伝える必要がある。

○総長の賞与に係る職務実績評価の改訂

- ・総長の賞与に係る職務実績評価については、令和4年3月24日付けで総長選考会議で定めた取扱いを改訂し、評価対象期間を前年度1年間から当該年度に変更することとなった。当該年度の業務執行状況確認の一環として実施する。なお、令和8年度は経過措置として、令和7年度及び令和8年度の2年分の評価を実施する。当該年度の評価に当たっては、本学として策定する行動計画のモニタリング指標のほか評価時点で取得が可能なデータを収集して実施するが、総長の職務実績はデータによるエビデンスのみで評価できるものではなく、これまでの実績に基づき現在どのような取り組みを行っているか評価することが重要である。

○総長選考・監察会議全体に関する意見

<意見聴取>

- ・総長、監事以外の学内構成員の意見を、総長選考・監察会議として把握する仕組みを検討する必要があるのではないか。ただし、その目的や作業量の平準化の観点から、その時期及び意見を聴く構成員の範囲を絞る等、メリハリをつけて運用することが考えられるのではないか。

別紙4 「次期総長選考に向けた課題検討（令和7年度）」（案）

1) 大学組織における総長の位置づけについて

【論点】

- ・ 大学組織における総長の位置づけ
- ・ 教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認

【検討の結果】

教学と経営を分離しない

東京大学憲章に掲げる総長の統括と責任の下、総長は、教学と経営の両面について引き続き最終的責任を負うものとしつつ、各理事に適切にその権限を委譲することによって、主として法人経営側に注力するという本学の UTokyo Compass 推進会議ガバナンス分科会・国際卓越研究大学構想策定委員会ガバナンス部会の現段階の検討の方向性について、適切であると判断した。

2) 次期総長の任期について

【論点】

- ・ 総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要
- ・ 総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討
- ・ 総長選考・監察会議の解任申出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要
- ・ 中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素
- ・ 国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要
- ・ 海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき

【検討の結果】

任期6年、再任不可

中長期的な視点で国立大学法人の経営・運営に責任を持つことが必要となる点を重視し、総長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、引き続き、中期目標・中期計画の期間に合わせて総長の任期を6年とすることが適切であると判断した。再任については、総長の権限は非常に強く、引き続き再任を認める場合は、組織及び人材の固定化をまねく恐れがあることから、法人経営人材の育成に資するため、現段階においてその取扱いを見直す必要性はないものと判断した。

3) 求められる総長像について

【論点】

- ・ 「求められる総長像」の具体化について、「現行維持」もしくは「国内外の大学における求められる総長像を参考にする」のどちらの方向性で進めるかを検討。

【検討の結果】

現行維持の方向性で進める

広く学内外から相応しい者を求めるため、資質・能力に関する基準は、ある程度抽象的な表現を用いて境界条件のような形で示した方がよいのではないか。

4) 選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討

【論点】

- ・ 選考プロセスへの学内構成員（教職員・学生）の参画の在り方をどうするか。

【検討の結果】

○教職員の参画について

① 代議員会の構成について

- ・ 教授会構成員以外の人数※を増やす方向性で検討した結果、「学部を有する研究科」の常勤教職員（教授会構成員以外）を1名増やして計2名とする。
- ・ また、教授会構成員から選出された区分について、公共政策学連携研究部については、研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、新たに区分を設ける方向で進める。

※東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則1(1)

② 意向投票について

- ・ 職員への投票資格付与について、大学運営・経営への関与という観点から、管理職手当が支給される職員を対象として検討した結果、「部長級及び事務系の課長級職員」を対象とする。

○学生の参画について

① 学生に対して投票資格は付与しない。

- ② 学生も含めた学内構成員からの意見聴取を行い、動画配信等による総長候補者からの回答を通じて、学内構成員の声を選考プロセスに反映させる。

5) 代議員会における第1次候補者の推薦における結果の取扱い

【論点】

- ・ 代議員会の投票については、投票結果を公開すべきかどうか、公開する場合には、誰に対して、どのような内容（氏名あるいは順位）を、いつ（とりわけ候補者が辞退を申し出る時期との先後）公開するかが、重要な検討課題と考えられる。（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和3（2021）年3月 東京大学）

【検討の結果】

- ① 代議員会における投票結果を公開すべきか → 公開する
- ② 公開する内容 → 氏名（辞退者を除く）、得票数（参考情報）
- ③ 公開する対象 → 学内外
- ④ 公開する時期 → 代議員会で10名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦したとき

<情報の公開にあたっての基本的な考え方>

- ・ 透明性の確保という観点から代議員会の情報を開示する（公開の趣旨）
- ・ 絞り込みは総長選考・監察会議が主体的に行うプロセスであり、面接などを総合的に勘案して行うもの。
- ・ 代議員会の得票数は参考情報に過ぎず、その後の絞り込みを制約するものではない。
- ・ 絞り込みにあたっては、経営協議会からの推薦を含め、すべての第1次候補者をフラットに検討する。

6) 第1次候補者情報の収集の在り方

【論点】

- ・ 総長選考・監察会議委員に対する候補者情報の充実化

委員が候補者の人格、能力、評判等をよりよく知るためには、候補者から提出された書類及び候補者への30分間の面接から得られる情報だけでは不十分であり、候補者を知るためにはより多くのリソースが必要である。候補者への面接時間（特に候補者への質疑応答時間）をより長く確保する方向で検討するほか、経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多元的に知る機会を増やす方策についても検討すべきである。（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項1(2)②）

【検討の結果】

候補者への面接時間をより長く確保する方向で検討した結果、面接時間（候補者への質疑応答時間）を40分程度とする。

7) 第2次候補者の絞り込み方法

【論点】

- ・ 第2次候補者の人数「3人以上5人以内」を維持すべきか
- ・ 第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール
- ・ 絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める

【検討の結果】

○第2次候補者の人数「3人以上5人以内」を維持すべきか

総長選考・監察会議内規を改正した趣旨（総長選考・監察会議が主体的に選考できるよう見直す）を尊重し、第2次候補者の人数は「3人以上5人以内」を維持する。

○第2次候補者に絞り込む方法について

総長選考・監察会議において、原則の絞り込みのルールを定める。

① 方向性（ジェンダー、学問分野などの多様性やバランス等）の検討

① 3名連記で無記名投票

② 得票数の上位の者から3名を適任者として選出。

③ 多様性の観点から、上記で選出した適任者と合わせて5名を超えない範囲内で適任者の追加の必要性を検討

（ジェンダー、学問分野などの多様性やバランス等の観点。求められる総長像に合致していることを前提として、意向投票に提示する選択肢として過不足を確認。）

④ 追加が必要と判断した場合、適任と考える追加の候補者について無記名投票 ※プレ投票

⑤ 投票結果をふまえて検討し、5名を限度として適任者を選出

⑥ 決定のための投票 ※議長を除く出席委員の無記名投票（内規第3条1項2号、同条第2項）

8) 第2次候補者情報の発信・提供の在り方

【論点】

- ・ 構成員等に対する候補者情報提供の充実化 公表内容、発信・提供の範囲、公開討論会、動画配信などの検討

【検討の結果】

総長選考・監察会議委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため、総長選考・監察会議主催で第2次候補者が動画により所信表明するプロセスを追加。動画は第1次候補者を推薦する役割を持つ経営協議会委員にも提供する。

○実施内容（イメージ）

- ・ 実施時期：第2次候補者の氏名告示後、意向投票までの間に実施

- ・ 対象：第2次候補者（3人以上5人以内）
- ・ 内容：所信の表明及び総長選考・監察会議からの質問に対する候補者の意見表明
10分程度の所信表明に加え、あらかじめ総長選考・監察会議が設定した共通の質問に対し、5分程度で意見を表明する。所信の表明及び質疑応答は動画で学内構成員へ提供する。総長選考・監察会議が設定する共通の質問は、一定期間（1～2週間程度を想定）、本学の構成員から広く募集し、総長選考・監察会議において選定する。
- ・ 時間：15分程度／人
- ・ 提供の範囲：学内構成員・経営協議会委員

9) 意向投票

【論点】

- ・ 選考プロセスにおける意向投票の意義、位置付け
- ・ 意向投票の複数回の投票等の方式の検討

【検討の結果】

○意向投票の実施

総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に、総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。

○投票回数

総長選考・監察会議がより主体的な選考をするため、これまでの最大4回から最大2回に見直しを行った。

ア. 第2次候補者が3人の場合は、1回の投票を行う。

イ. 第2次候補者が4人以上の場合は、2回の投票を行う。ただし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。

○投票結果の公表

意向投票が終了した後、速やかに、全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。

10) 総長予定者の決定

【論点】

- ・ 総長選考・監察会議における総長予定者決定の在り方（2-4（2）②）
- ・ 総長予定者決定理由の具体的説明の在り方（2-3（3））

(総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書令和3(2021)年3月東京大学)

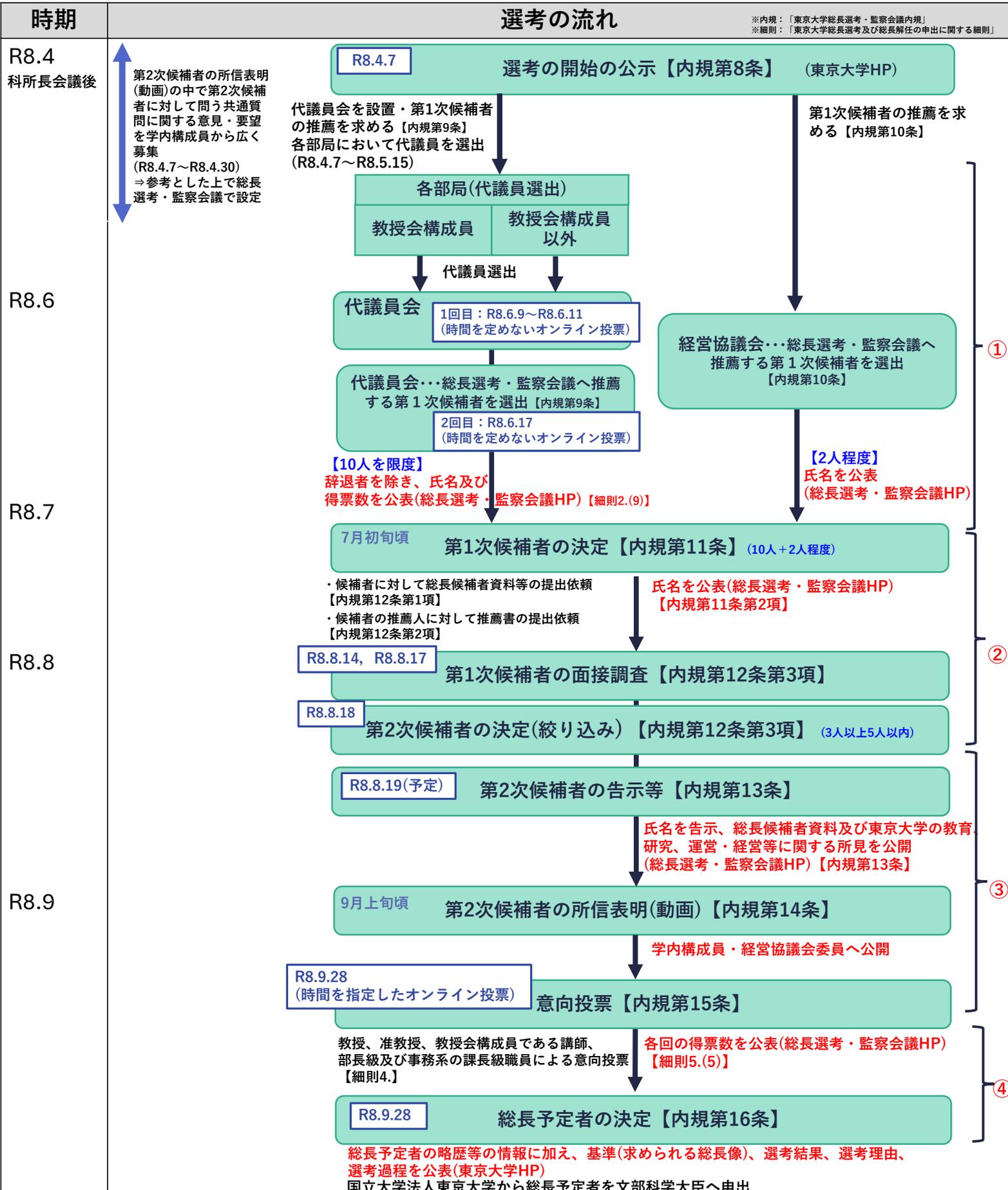
【検討の結果】

○総長予定者の決定の在り方

これまでは調査（面接）及び意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定していたが、今回より求められる総長像に照らし、**総長選考・監察会議が主体的に選考を行うために考慮するもの（総長候補者資料等、推薦書、調査、所信表明の動画配信、意向投票の結果）を列記し、これらを総合的に考慮して総長予定者を決定する。**

○総長予定者決定理由の具体的説明の在り方

総長選考・監察会議による情報提供及び説明責任の強化が極めて重要であることは総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書にも繰り返し述べられていることから、**委員一人一人がその重要性を十分に認識した上で、総長選考・監察会議において丁寧に説明責任を果たしていくことが必要である。**



・この流れ図中の①~④は、次ページの「①第1フェーズ(第1次候補者決定まで)」から「④第4フェーズ(総長予定者決定まで)」の各フェーズに対応している。
 ・総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員8名と教育研究評議会から選出される学内委員8名で構成される。
 ・総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する【内規第7条】。
 ※この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

① 第1フェーズ(第1次候補者決定まで)

選考の開始の公示 → 代議員会・経営協議会からの第1次候補者推薦等 → 総長選考・監察会議による第1次候補者の決定

①代議員会の構成の見直し

・組織区分に公共政策学連携研究部を追加

公共政策学連携研究部は研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、代議員を選出する母体の部局として追加するもの。

・教授会構成員以外の者の参画者を拡大

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、多様な意見を取り入れるために見直すもの。現在、学部を有する研究科は教授会構成員8名と教授会構成員以外の者1名、学部を有しない研究科・附置研究所等は教授会構成員4名と教授会構成員以外の者1名だが、学部を有する研究科について教授会構成員以外の者を1名追加し2名とする。(研究科で1名と学部で1名の計2名というイメージ)

②第1次候補者の推薦における情報提供

・代議員会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名及び得票数を公表

・経営協議会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの。

③総長選考・監察会議における第1次候補者の決定について氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの。

② 第2フェーズ(第2次候補者決定まで)

総長選考・監察会議による第1次候補者の面接 → 総長選考・監察会議による第2次候補者の決定

④第1次候補者から総長選考・監察会議へ提出する候補者資料の再検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、第1次候補者について必要な情報の見直し。

⑤第1次候補者の面接の時間設定の検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、候補者への面接時間(特に候補者への質疑応答時間)をより長く確保する方向で見直し。

⑥第2次候補者の絞り込みに関して、原則としての選出方法を事前に明確化

学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし、信頼性・透明性を確保する観点から、絞り込みを行う際の議事運営を事前に明確化するもの。

⑦絞り込み後の第2次候補者の氏名の告示及び候補者資料の公開

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの。

③ 第3フェーズ(意向投票まで)

所信表明(動画提供) → 意向投票

⑧所信表明(動画)の提供

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため、第2次候補者に対して所信を表明する機会を設け、動画で提供。所信表明に加え、あらかじめ総長選考・監察会議が設定した共通の質問に対し、意見を表明するパートを設け、その共通の質問は、学内構成員(教職員及び学生)から募集し、総長選考・監察会議で選定。また、第1次候補者を推薦する役割を担う経営協議会委員にも動画を提供。

⑨部長級、事務系の課長級職員に投票権を付与

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、大学の運営・経営への関与の観点から参画者を拡大するもの。

⑩意向投票の実施方法の見直し

・総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に、総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。

・総長選考・監察会議が主体的に選考を行う観点及び意向を合理的に把握する観点から、投票回数は、第2次候補者が3人の場合は1回とし、第2次候補者が4人以上の場合は、得票多数の者上位3人(末位に得票同数の者があるときは、これを加える。)について2回目の投票を行う。

⑪意向投票の投票結果の公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、意向投票が終了した後、全ての投票回の結果(各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。)を公表する。

④ 第4フェーズ(総長予定者の決定まで)

⑫総長予定者の決定に際して、考慮すべき事項の明確化

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保した上で、総長選考・監察会議が主体的に総長予定者を決定するにあたり、前提となる求められる総長像をはじめ、総長候補者資料等、調査、新たに実施することとした所信表明の動画提供、意向投票など総合的に考慮する事項を明確化。

その他

●求められる総長像、関連規則等については、経営協議会、教育研究評議会、科所長会議において説明した上で学内構成員に対してパブリックコメントを実施した。

実施期間：令和7(2025)年9月25日～令和7(2025)年10月8日実施方法：UTokyo Portal及びUTASへ掲載

なお、運営方針会議にも別途意見を照会した。

●【参考資料】次期総長選考に向けた課題検討(総長選考・監察会議資料)

(案)

令和 8 年 ● 月 ● 日

総 長 殿

総長選考・監察会議議長
板東 久美子

総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

総長の賞与については、東京大学役員給与規則（平成 16 年 4 月 1 日役員会議決）第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準等について（平成 28 年総長裁定）に基づき、総長選考・監察会議における職務実績の評価により、総長職務実績評価一時金の支給又は給与の減額を行うことができるものとされております。

総長選考・監察会議では、この総長の職務実績の評価にあたり、総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和 8 年 1 月 14 日総長選考・監察会議）を定め、中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案して行うこととしております。

令和 8 年度に実施する職務実績評価については、総長の賞与に係る職務実績の評価についての改訂に伴い、評価対象期間を令和 7 年度及び令和 8 年度とし、2 年度分の評価をそれぞれ実施することといたしました。

つきましては、職務実績の評価の日程について下記のとおり決定しましたので、自己評価資料について、10 月 5 日迄にご提出下さるようお願いいたします。

記

日 時	内 容
令和 8 年 3 月 13 日	総長選考・監察会議から、総長へ賞与に係る職務実績評価の自己評価資料の提出依頼
10 月 5 日	総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の提出（予定）
11 月 13 日	①総長と総長選考・監察会議の懇談 総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の説明 ②監事と総長選考・監察会議の懇談 総長の業務執行状況についての意見交換
1 月 13 日	総長の賞与に係る職務実績評価の決定（予定）
2 月中旬予定	総長選考・監察会議から総長へ職務実績評価の結果を通知
3 月 12 日	総長の賞与に係る職務実績評価結果を経営協議会へ報告

(案)

令和7年度（見え消し版）

総長の賞与に係る職務実績 自己評価書
 （評価対象期間：令和 67（20245）年度）

1. 中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度に関する自己評価について、次の(1)から(3)に記入し、根拠を示す資料を添付してください。

(1)-1 20245年度における UTokyo Compass の進捗度、達成度について、自己評価として該当すると考える区分を次の A~E の中から目標区分別に示してください。

- A：計画を著しく上回って進捗している
 B：計画を上回って進捗している
 C：計画の達成に向けて順調に進捗している
 D：計画の達成のためには遅れている
 E：計画の達成のためには重大な改善事項がある

目標区分	自己評価区分
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

(1)-2 上記の自己評価をもとに、中期計画の進捗度、達成度を含め総合的な評価として該当すると考える区分を上記 A~E の中から示してください。

総合的な評価	自己評価区分：
--------	---------

(2) (1)-1 の自己評価とした根拠のうち、進捗度、達成度が高いと考える事項（目標番号と 20245年度内の取り組み状況）を目標区分別にいくつか示してください。なお、記入に当たっては、実施した取組がどのような成果につながっているか、新たに生じた課題の有無など、現在の状況を併せて記入してください。記載した事項と対応するモニタリング指標（目標番号、計画番号、モニタリング指標）を併せて記入してください。

目標区分	事項・取り組み状況
0 経営力の確立	<p>※記入例</p> <p><u>0-2【持続可能な組織体としての経営戦略の創出と大学の機能拡張】</u></p> <p><u>（取り組み状況）</u></p> <p><u>モニタリング指標 0-2-4 東京大学基金の収入額と、そのうちの非目的指定分の金額</u></p>

1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

- (3) (1)-1の自己評価とした根拠のうち、今後に向けて改善が必要と考える事項(目標番号と今後の対応方針)があれば、目標区分別に示してください。**該当する事項がない場合は、その旨を記入してください。**

目標区分	事項・今後の対応方針
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

2. 上記1以外で中期計画その他業務に対する貢献度等について、特記すべき事項があれば記入してください。

--

※提出された自己評価書等は、東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項の2
(1)ただし書き前段に基づき非公表とする。

総長の賞与に係る職務実績 自己評価書

(評価対象期間：令和7(2025)年度)

1. 中期計画及び本学として策定する行動計画(UTokyo Compass)の進捗度、達成度に関する自己評価について、次の(1)から(3)に記入し、根拠を示す資料を添付してください。

(1)-1 2025年度におけるUTokyo Compassの進捗度、達成度について、自己評価として該当すると考える区分を次のA~Eの中から目標区分別に示してください。

- A：計画を著しく上回って進捗している
- B：計画を上回って進捗している
- C：計画の達成に向けて順調に進捗している
- D：計画の達成のためには遅れている
- E：計画の達成のためには重大な改善事項がある

目標区分	自己評価区分
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

(1)-2 上記の自己評価をもとに、中期計画の進捗度、達成度を含め総合的な評価として該当すると考える区分を上記A~Eの中から示してください。

総合的な評価	自己評価区分：
--------	---------

(2) (1)-1の自己評価とした根拠のうち、進捗度、達成度が高いと考える事項(目標番号と2025年度内の取り組み状況)を目標区分別にいくつか示してください。記載した事項と対応するモニタリング指標(目標番号、計画番号、モニタリング指標)を併せて記入してください。

目標区分	事項・取り組み状況
0 経営力の確立	<p>※記入例</p> <p>0-2【持続可能な組織体としての経営戦略の創出と大学の機能拡張】</p> <p>(取り組み状況)</p> <p>モニタリング指標 0-2-4 東京大学基金の収入額と、そのうちの非目的指定分の金額</p>
1 知をきわめる	

2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

- (3) (1)-1 の自己評価とした根拠のうち、今後に向けて改善が必要と考える事項（目標番号と今後の対応方針）があれば、目標区分別に示してください。該当する事項がない場合は、その旨を記入してください。

目標区分	事項・今後の対応方針
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

2. 上記 1 以外で中期計画その他業務に対する貢献度等について、特記すべき事項があれば記入してください。

--

- ※提出された自己評価書等は、東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項の 2 (1) ただし書き前段に基づき非公表とする。

(案)

令和8年度(見え消し版)

総長の賞与に係る職務実績 自己評価書

(評価対象期間：令和 ~~68~~ (202~~46~~) 年度)

1. 中期計画及び本学として策定する行動計画 (UTokyo Compass) の進捗度、達成度に関する自己評価について、次の(1)から(3)に記入し、根拠を示す資料を添付してください。

(1)-1 202~~46~~年度における UTokyo Compass の進捗度、達成度について、**現時点での**自己評価として該当すると考える区分を次の A~E の中から目標区分別に示してください。

- A：計画を著しく上回って進捗している
- B：計画を上回って進捗している
- C：計画の達成に向けて順調に進捗している
- D：計画の達成のためには遅れている
- E：計画の達成のためには重大な改善事項がある

目標区分	自己評価区分
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

(1)-2 上記の自己評価をもとに、中期計画の進捗度、達成度を含め**現時点での**総合的な評価として該当すると考える区分を上記 A~E の中から示してください。

総合的な評価	自己評価区分：
--------	---------

(2) **(1)-1の自己評価とした根拠のうち、進捗度、達成度が高いと考える事項(目標番号と2024年度内の取り組み状況)を目標区分別にいくつか示してください。なお、記入に当たっては、2025年度の自己評価書(2)に記入した進捗度、達成度が高いと考える事項について、実施した取組が現在どのような成果につながっているか、新たに生じた課題の有無など、現在の状況を併せてなども併せて、目標番号ごとに示記大してください。**

目標区分	事項→取り組み状況 <u>取り組みの成果・新たに生じた課題等</u>
0 経営力の確立	<u>【目標番号】</u> <u>【目標番号】</u> <u>...</u>

1 知をきわめる	<u>【目標番号】</u> <u>【目標番号】</u> <u>・・・</u>
2 人をはぐくむ	<u>【目標番号】</u> <u>【目標番号】</u> <u>・・・</u>
3 場をつくる	<u>【目標番号】</u> <u>【目標番号】</u> <u>・・・</u>

- (3) (1)-1の自己評価とした根拠のうち、2025年度の自己評価書(3)で記入した今後に向けて改善が必要と考える事項(目標番号と今後の対応方針)があればについて、改善に向けてどのような取り組みを行ったか、改善の状況等も含め目標番号ごと区分別に示してください。

目標区分	<u>改善に向けた取り組み・改善状況等事項・今後の対応方針</u>
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

2. 上記1以外で中期計画その他業務に対する貢献度等について、特記すべき事項があれば記入してください。

--

※提出された自己評価書等は、東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項の2
(1) ただし書き前段に基づき非公表とする。

総長の賞与に係る職務実績 自己評価書

(評価対象期間：令和8(2026)年度)

1. 中期計画及び本学として策定する行動計画(UTokyo Compass)の進捗度、達成度に関する自己評価について、次の(1)から(3)に記入し、根拠を示す資料を添付してください。

(1)-1 2026年度におけるUTokyo Compassの進捗度、達成度について、現時点での自己評価として該当すると考える区分を次のA~Eの中から目標区分別に示してください。

- A：計画を著しく上回って進捗している
- B：計画を上回って進捗している
- C：計画の達成に向けて順調に進捗している
- D：計画の達成のためには遅れている
- E：計画の達成のためには重大な改善事項がある

目標区分	自己評価区分
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

(1)-2 上記の自己評価をもとに、中期計画の進捗度、達成度を含め現時点での総合的な評価として該当すると考える区分を上記A~Eの中から示してください。

総合的な評価	自己評価区分：
--------	---------

(2) 2025年度の自己評価書(2)に記入した進捗度、達成度が高いと考える事項について、実施した取組が現在どのような成果につながっているか、新たに生じた課題の有無なども併せて、目標番号ごとに示してください。

目標区分	取り組みの成果・新たに生じた課題等
0 経営力の確立	【目標番号】 【目標番号】 ...
1 知をきわめる	【目標番号】 【目標番号】

	...
2 人をはぐくむ	【目標番号】 【目標番号】 ...
3 場をつくる	【目標番号】 【目標番号】 ...

- (3) 2025 年度の自己評価書 (3) で記入した改善が必要と考える事項について、改善に向けてどのような取り組みを行ったか、改善の状況等も含め目標番号ごとに示してください。

目標区分	改善に向けた取り組み・改善状況等
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

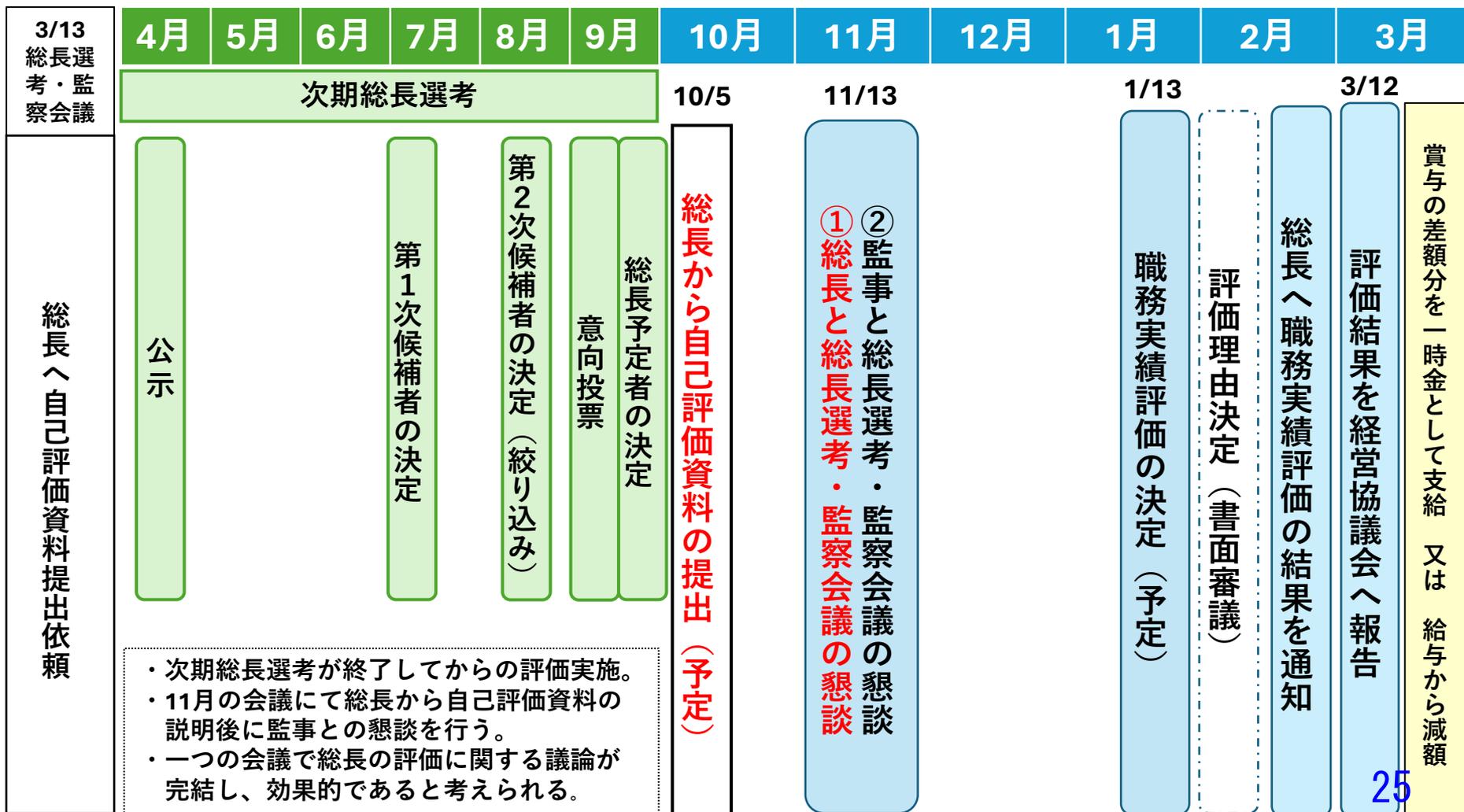
2. 上記 1 以外で中期計画その他業務に対する貢献度等について、特記すべき事項があれば記入してください。

--

※提出された自己評価書等は、東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項の 2 (1) ただし書き前段に基づき非公表とする。

(イメージ) 【令和8年度】 総長の賞与に係る職務実績の評価スケジュール

- 令和8年度は、経過措置として、前年度1年間及び当該年度の2年分の評価を実施する。
- 「役員の賞与の支給日及び支給基準等について（平成28年11月24日総長裁定）」が令和7年11月27日付けで改正され、職務実績の評価による賞与の差額分について、**総長が評価の通知を受けた翌月の給与の支給日に**一時金として支給又は給与から減額することとなった。
- 令和9年2月までに総長へ職務実績評価の結果を通知し、翌3月までに賞与の差額分の一時金支給又は給与の減額を完了する。



(参考資料) 求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目 (案)

総長選考・監察会議 令和8年3月13日

	「求められる総長像」	重点ポイント	評価項目
1	前文：東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。	東大憲章の掲げる理念を実現し、世界の危機や課題に対峙して価値を創造する力	明確で具体性のあるビジョン
2			新たな価値創造に挑むイノベーション戦略
3			本学の国際的プレゼンス向上に資する提言
4			世界の公共性に奉仕する精神
5	1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識	東京大学総長としての品位・学識	高潔な人格
6			高い倫理観
7			優れた学識と教育・研究実績
8	2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力	国際的視野と改革実行力	伝統と先進性を兼ね備えたビジョン
9			改革への認識と大胆な実行力
10			国際的視野と活動実績
11			卓越性・独創性・多様性のある教育研究活動牽引力
12			現代社会を牽引する人材を育成する意欲
13	3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績	組織運営とガバナンス能力	世界の学術をリードする教学・経営組織のビジョン
14			組織構成員の幅広い支持と合意形成能力
15			優れたリーダーシップと組織運営力
16			リスクに対するガバナンス能力
17	4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志	財務基盤強化と高度な経営能力	財務基盤強化実現への具体的な戦略的指針
18			社会各界から幅広く理解・協力を得て大学を経営する高い能力
19			大学の未来を切り拓く強固な意志
20	5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感	世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に向けた使命感	自由・自律及び多様性・包摂性の重視
21			協調的人類社会実現への貢献
22			強い使命感

※評価の参考にのみ活用される

重点ポイントと評価項目（具体化の表）の活用の在り方について

1. 公表について

総長選考・監察会議の会議資料は原則として公開することが定められている。会議資料として公開することに加え、総長選考・監察会議として公示等のタイミングで主体的に公表していくべきか。

主な意見（概要）

- ・ 透明性の確保の観点から、選考前の4月の公示に合わせて学外に公表すべきではないか。
- ・ 総長選考・監察会議委員の中で共通理解を得るために活用する目的で使用するものであり、学外に公表することは適していないのではないか。
- ・ 総長像の補足説明として、ある程度わかりやすい形にして公表すべきではないか。

学内WGにおける検討の結果

総長選考・監察会議として選考前に主体的に公表する

2. 公表する場合の時期について

公表する場合、時期は公示のタイミングでよいか。ほかの時期も考えられるか。

主な意見（概要）

- ・ 代議員会や経営協議会からの推薦における選択にも何らかの影響があることが考えられるため、可能な限り早い時期に公表すべきではないか。

学内WGにおける検討の結果

公示の際に求められる総長像とともに公表する

3. 候補者への提供について

第1次候補者が総長候補者資料を作成する際に候補者に内容を示すことについて、どのように考えるか。

主な意見（概要）

- 公示の段階あるいはその後に、候補者が資料作成や面接に臨む上で、それを見ながら考えていくことができるような最低限のものを早めの段階で示していくということは考えられるのではないか。
- 面接のときに、より内容に踏み込んだ回答を得られると思うので、候補者に内容を示す方がよい。
- 事前に重要視されていることがわかれば、候補者が資料を作成する際にポイントがクリアになるのではないか。総長選考・監察会議が主体的に選んでいるということの一つの表示にもなると思う。
- 評価項目を明確にし、それを意識して書類作成をしていただくべき。
- 候補者が東大の経営に関して日頃どの様な視点・問題意識を持っているかということが重要。面接の前に論点・評価項目を示すことは、候補者の「人となり」を見る上では、事前に多くの質問ポイントを示すことにつながるのではないか。

学内WGにおける検討の結果 第1次候補者決定後、候補者に対して総長候補者資料等の提出を依頼する際に、あわせて提供する

①3/13（金） 第11回総長選考・監察会議

- ・議長選出のための意見交換（了解事項4(4)）
- ・投票による決定方法を予め確認する（了解事項4(7)）

②3月下旬頃 各委員の略歴等の情報を事前に共有（了解事項4(2)）

- ・国立大学法人法、規則及び内規に定める選考・監察会議の任務、議長の権限及び次項に定める議長の行動指針を確認（了解事項4(3)）するための資料を併せて送付

③4/1（水） 第1回総長選考・監察会議（書面審議①）

- ・議長選出のための単記無記名投票（了解事項4(4)）→過半数を得た者がいないときは④へ。

④4/2（木） 第1回総長選考・監察会議（書面審議②） ※③で議長が決定しなかった場合

- ・③において得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について、単記無記名投票し（了解事項4(6)）、過半数の票を得た者がいないときは、得票の多数を得た者を議長とする（了解事項4(6)）
→得票同数のときは⑤へ。

⑤4/3（金） 第1回総長選考・監察会議（書面審議③） ※④で議長が決定しなかった場合

- ・④において得票同数のときは、くじで定める（了解事項4(6)）

⑥4/2（木）～4/6（月） 第1回総長選考・監察会議（書面審議結果報告） ※③～⑤により議長が決定した後

- ・決定した議長に対し、議長代行の指名を依頼→委員へ書面審議結果を報告

⑦4/22（水） 第2回総長選考・監察会議

- ・今年度の総長選考・監察会議の進め方について
→学内委員によるワーキング・グループへの検討事項の付託

※了解事項：東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項

東京大学総長選考・監察会議規則（抄）

（議長）

第4条 選考・監察会議に議長を置き、**委員の互選**によりこれを定める。

- 2 議長は、選考・監察会議を招集し、会務を統括する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

東京大学総長選考・監察会議内規（抄）

（議長）

第4条 議長の**任期は1年**とし、再任を妨げない。ただし、**引き続き3年を超えて在任することはできない。**

- 2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 議長の選出方法については別に定める。

東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項（抄）

4. 議長の選出方法について

- (1) 議長の選出に総長を関与させてはならない。
- (2) 議長の選出のための委員の**互選**にあたっては、**各委員の略歴等の情報を事前に共有する**ものとする。
- (3) 議長の選出のための委員の互選にあたっては、**国立大学法人法、規則及び内規に定める選考・監察会議の任務、議長の権限及び次項に定める議長の行動指針を確認する**ものとする。
- (4) 議長の選出のための委員の互選は、**委員間で意見交換をした後に単記無記名投票**を行い、**出席委員の過半数**の票を得た者を議長とする。
- (5) 前号において、出席委員の**過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の者2人**（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）**について、単記無記名投票**を行う。
- (6) 前号の投票に及んでなお出席委員の過半数の票を得た者がいないときは、得票の多数を得た者を議長とする。ただし、得票同数のときは、くじで定める。
- (7) **議長の選出のための議事進行は事務局が行い、第4号から第6号に定める投票による決定方法を予め確認するものとする。**

5. 議長の行動指針について

- (1) 議長は、委員としての意見を有しつつも、中立・公正な議事運営を行うことを第一義的な務めとしなければならない。
- (2) 議長の選出後、議長自身に所信表明を求め、それを公表するものとする。

（案）

ホームページ掲載文

総長選考開始の公示について

令和8年4月7日

東京大学

東京大学では、現藤井輝夫総長が令和9年3月31日付けで任期満了となることに伴い、本日、東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第8条に基づき総長選考の開始を公示しましたので、お知らせします。

今後、総長選考・監察会議において下記の日程により選考を行い、総長予定者を決定する予定です。

なお、内規第9条に基づく代議員からの第1次総長候補者として推薦する者の選出、内規第10条に基づく経営協議会からの第1次総長候補者として推薦する者の選出、内規第11条に基づく第1次総長候補者の決定、内規第13条に基づく第2次総長候補者の告示、内規第15条に基づく第2次総長候補者への意向投票及び内規第16条による総長予定者の決定の際には、それぞれの結果について、その都度東京大学総長選考・監察会議ページでお知らせさせていただきますことをご予定しております。

【日程（予定）】

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 4月7日（火） | 総長選考開始の公示 |
| 6月19日（金）頃 | 第1次総長候補者として推薦する者の選出（経営協議会） |
| 6月30日（火）頃 | 第1次総長候補者として推薦する者の選出（代議員会） |
| 7月初旬頃 | 第1次総長候補者の決定（総長選考・監察会議） |
| 8月19日（水）頃 | 第2次総長候補者の告示（総長選考・監察会議） |
| 9月28日（月） | 第2次総長候補者への意向投票 |
| 9月28日（月） | 総長予定者の決定（総長選考・監察会議） |

[東京大学総長選考・監察会議ページはこちら](#)

【資料】

1. 総長選考開始の公示にあたって（総長選考・監察会議議長）
2. 東京大学総長選考プロセスのイメージ
3. 求められる総長像（令和7年12月1日総長選考・監察会議）
4. 求められる総長像の重点ポイント及び評価項目
5. 総長選考・監察会議規則（令和6年10月1日改正）
6. 総長選考・監察会議内規（令和7年12月1日改正）
7. 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（令和8年3月13日改正）
8. 第2次候補者を決定するための手順について

(案)

総長選考開始の公示にあたって

本日、東京大学は、現藤井輝夫総長が令和9年3月31日付けで任期満了となることに伴い、東京大学総長選考・監察会議内規第8条の規定に基づき、総長選考の開始を公示致しました。

今回の総長選考のプロセスの制定に関しては、国立大学法人法が学長選考・監察会議に求める役割を果たすとともに、前回の総長選考で挙げられた課題についても「総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書」等の内容を取り入れ、東京大学に対する社会的要請に応える総長選考となるよう慎重かつ丁寧に検討してまいりました。

また、検討の過程においては、経営協議会委員や教育研究評議会評議員にも会議の傍聴を可能とし、総長選考・監察会議の活動状況として会議資料及び議事録を学内外に広く公開するとともに、検討状況を学内会議で説明した上で、構成員に対しパブリックコメントを実施し、その意見を取り入れるなど、公正性の確保と透明性の向上を図ってまいりました。

こうした審議の結果、本年の総長選考に際して、次に掲げる考え方を基軸として見直しを行い、総長選考を実施することといたしました。公示に伴い、本学の総長選考に対し、ご理解・ご協力をいただけますようお願い致します。

1. 国立大学法人法等において、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき主体的に学長の選考を行うということが求められていることを踏まえ、総長選考・監察会議の主体的な選考が可能な仕組みを取り入れつつ、幅広いステークホルダーに対して説明可能な選考プロセスを構築すること。
2. 透明性の高い選考プロセスにより総長選考のプロセスに信頼性を確保し、総長選考・監察会議の運営の透明性を確保した上で選考を行うという観点から、可能な限り情報を公表すること。

世界と大学をめぐる危機や課題が生じるなか、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めることが、本学の運営を総理する総長に対して、学内のみならず、日本、世界からひろく期待されているものと認識しております。総長選考・監察会議としては、こうした期待に応え得るよう、慎重かつ十分な審議を行い、しかるべき次期総長予定者を決定するよう、最大限尽力していきたいと考えておりますので、よろしくようお願い致します。

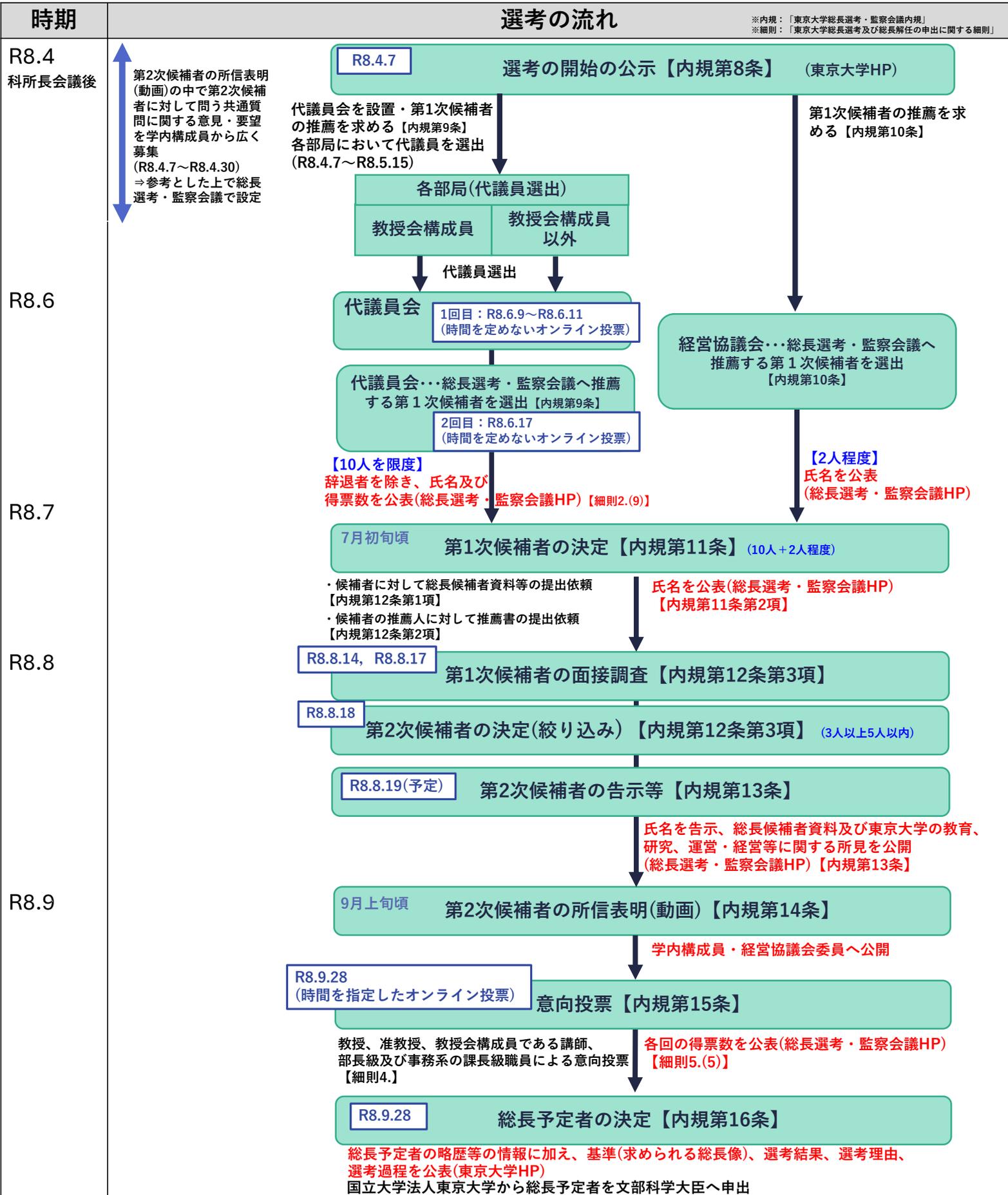
令和8年4月●日

東京大学総長選考・監察会議議長



R8(2026)年度 東京大学総長選考プロセスのイメージ

東京大学総長選考・監察会議



・総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員8名と教育研究評議会から選出される学内委員8名で構成される。
 ・総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する【内規第7条】。

※この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

令和7年12月1日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に答え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志
- 5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

(参考資料) 求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目 (案)

総長選考・監察会議 令和8年3月13日

	「求められる総長像」	重点ポイント	評価項目
1	前文：東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。	東大憲章の掲げる理念を実現し、世界の危機や課題に対峙して価値を創造する力	明確で具体性のあるビジョン
2			新たな価値創造に挑むイノベーション戦略
3			本学の国際的プレゼンス向上に資する提言
4			世界の公共性に奉仕する精神
5	1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識	東京大学総長としての品位・学識	高潔な人格
6			高い倫理観
7			優れた学識と教育・研究実績
8	2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力	国際的視野と改革実行力	伝統と先進性を兼ね備えたビジョン
9			改革への認識と大胆な実行力
10			国際的視野と活動実績
11			卓越性・独創性・多様性のある教育研究活動牽引力
12			現代社会を牽引する人材を育成する意欲
13	3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績	組織運営とガバナンス能力	世界の学術をリードする教学・経営組織のビジョン
14			組織構成員の幅広い支持と合意形成能力
15			優れたリーダーシップと組織運営力
16			リスクに対するガバナンス能力
17	4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志	財務基盤強化と高度な経営能力	財務基盤強化実現への具体的な戦略的指針
18			社会各界から幅広く理解・協力を得て大学を経営する高い能力
19			大学の未来を切り拓く強固な意志
20	5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感	世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に向けた使命感	自由・自律及び多様性・包摂性の重視
21			協調的人類社会実現への貢献
22			強い使命感

※評価の参考にのみ活用される

東京大学総長選考・監察会議規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第2号

(設置)

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数16人（選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数）をもって組織する。

- (1) 経営協議会の構成員（大学法人の役員又は職員である構成員を除く。）の中から経営協議会において選出された者
- (2) 教育研究評議会の構成員（大学法人の役員を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者

(任期)

第3条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。
- (2) 前条第2号の委員の任期は3年とする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、選考・監察会議を招集し、会務を統括する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任務)

第5条 選考・監察会議は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 総長の選考
- (2) 総長の解任の申出
- (3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
- (4) 総長の任期に関する事項の審議
- (5) 大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
- (6) 運営方針委員の選任及び解任についての審議
- (7) 運営方針委員の任期に関する事項の審議

2 前項の任務を行うにあたり必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 選考・監察会議の庶務は、本部法務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

東京大学総長選考・監察会議内規

平成16年4月1日
総長選考会議可決
東大規則第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の間接評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第17条により解任の申出をする場合及び第22条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
- (2) 第2次総長候補者の決定
- (3) 総長予定者の決定
- (4) 総長の解任の申出の決定
- (5) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
- (6) 大学総括理事の設置
- (7) 運営方針委員の選任及び解任
- (8) 運営方針委員の任期に関する事項
- (9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与

える。

- 4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第2章 総長選考

(選考の事由)

- 第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

- 第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする。

(選考の開始の公示)

- 第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、その6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から速やかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦等)

- 第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者(以下「第1次候補者」という。)を決定するために、代議員会を設け、第1次候補者として推薦する者を選出させる。

- 2 前項の代議員会が選出する者の数は、原則として10人を限度とし、代議員会は、選考・監察会議に通知する。

- 3 代議員会の構成並びに第1次候補者として推薦する者の選出及び通知の方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦等)

- 第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者として推薦する者の選出を求める。

- 2 前項の経営協議会が選出する者の数は、2人程度とし、前条の規定により選出される者と重複することを妨げない。

- 3 選考・監察会議は、第1項の規定により選出された者について、経営協議会からの通知を受ける。

(第1次候補者の決定)

- 第11条 選考・監察会議は、第9条第2項及び前条第3項により通知を受けた者について審議し、第1次候補者を決定する。

- 2 選考・監察会議は、第1次候補者の決定後、速やかに、その氏名を50音順に公表する。

(第2次候補者の決定)

- 第12条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、所定の様式に基づいた総長候補者資料その他の関係資料(以下「総長候補者資料等」という。)を提出させるとともに、自身を次期総長の適任者として推薦する者(以下「推薦人」という。)を指定させ、選考・監察会議に通知させる。

- 2 選考・監察会議は、前項の推薦人各々に、当該推薦人を指定した第1次候補者に係る推薦書の提出を依頼する。

- 3 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第1項の総長候補者資料等及び前項の推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者(以下「第2次候補者」という。)を決定する。

- 4 第2次候補者を決定するための手順については、別に定める。

(第2次候補者の告示等)

第13条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、各第2次候補者の総長候補者資料等を公開する。

(所信表明)

第14条 選考・監察会議は、意向投票の実施に先立ち、第2次候補者に、各々、動画の形態により所信を表明する機会を設ける。

(意向投票)

第15条 選考・監察会議は、第13条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については、別に定める。

(総長予定者の決定)

第16条 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第12条第1項の総長候補者資料等、同条第2項の推薦書、同条第3項の調査、第14条の所信表明及び前条の意向投票の結果を総合的に考慮して、総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第17条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出る。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合

(3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合

(4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行う。

(意見陳述の機会の付与)

第18条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

(総長への通知)

第19条 選考・監察会議が第17条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知する。

第4章 総長の中間評価

(実施方法)

第20条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求める。

3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求める。

4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定する。

(通知及び公表)

第21条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表する。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第22条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の一部改正について（案）（令和 年 月 日）

改正理由：公共政策学連携研究部の名称変更その他の必要な字句修正のため、必要な改正を行う。

現 行	改 正
<p>1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。） 第9条の代議員会の構成について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表1の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる<u>研究機構</u>、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各<u>研究機構</u>、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる<u>研究機構</u>、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者（第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。）1名を含めることができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第1号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の</p>	<p>1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。） 第9条の代議員会の構成について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表1の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる<u>組織</u>、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各<u>組織</u>、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる<u>組織</u>、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者（第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。）1名を含めることができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第1号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の</p>

教職員に含まれるものとし、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。

(5)～(9) (略)

2. 内規第9条の選出及び通知の方法について

(1) (略)

(2) 大学院各研究科、情報学環、公共政策学連携研究部及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3)～(9) (略)

3. (略)

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

(1)～(6) (略)

(7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号ア. にいう教授会とみなす。

5. 内規第15条の意向投票の方法について

(1)及び(2) (略)

教職員に含まれるものとし、公共政策学研究部の教職員は、公共政策学研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。

(5)～(9) (略)

2. 内規第9条の選出及び通知の方法について

(1) (略)

(2) 大学院各研究科、情報学環、公共政策学研究部及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3)～(9) (略)

3. (略)

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

(1)～(6) (略)

(7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる東京カレッジの東京カレッジ運営委員会及び研究機構の研究機構運営委員会は、第1号ア. にいう教授会とみなす。

5. 内規第15条の意向投票の方法について

(1)及び(2) (略)

(3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第13条に基づく室及び第18条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第2次候補者の氏名その他の意向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

(4)～(5) (略)

(略)

別表1

区 分
(略)
公共政策学 <u>連携</u> 研究部
(略)
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる <u>研究機構</u> 、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

(1) (略)

別表2

区 分	人 数
(略)	

(3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第13条に基づく室及び第18条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第2次候補者の氏名その他の意向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

(4)～(5) (略)

(略)

別表1

区 分
(略)
公共政策学研究部
(略)
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる <u>組織</u> 、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

(1) (略)

別表2

区 分	人 数
(略)	

学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる <u>研究機構</u> 、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1		学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる <u>組織</u> 、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1	
(1)～(2) (略)		(1)～(2) (略)			

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則

(平成16年7月20日総長選考会議承認)

改正：H20.1.22、20.6.17、21.4.14、22.9.21、26.7.8、27.3.13、R2.4.28、4.3.16、
7.12.1、

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第9条の代議員会の構成について

(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア. 第4項第1号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員別表1に定める区分ごとに各4人（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。）

イ. 第4項第1号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員別表2に定める区分ごとに人数欄に定める数

(2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表1の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者（第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。）1名を含めることができる。

(3) 教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして取り扱う。

(4) 第1号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の教職員に含まれるものとし、公共政策学研究部の教職員は、公共政策学研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。

(5) 第1号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告する。

(6) 第1号イ. にいう学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告する。

(7) 別表2の区分に掲げられた部局（「総合文化研究科及び数理科学研究科」及び「柏地区に所在する事務組織」を除く）の内、複数の部局の事務を共同して行う事務組織を置く部局に属する事務系職員の取扱いについては、専ら特定の部局の事務を担当する者は当該特定部局の区分に属するものとみなし、それ以外の者は当該事務組織が担当する部局中投票資格者たる教員を除く職員数が最大の部局に属するものとみなして

取り扱う。

(8) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者以外の者は、第1号イ.の教職員に含めない。

(9) 別表1又は2の区分に該当しない者がいる場合は、議長がその区分を定める。

2. 内規第9条の選出及び通知の方法について

(1) 選考・監察会議は、期日を定めて代議員会を招集する。

(2) 大学院各研究科、情報学環、**公共政策学研究部**及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる**組織**、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3) 代議員会の議長は、選考・監察会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

(4) 代議員会は、次の方法によって選考・監察会議に推薦する者を選出する。

ア. 各代議員は、2人以内を連記で投票する。

イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順に発表する。

ウ. 各代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として選出する。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、その者を加え、10人を超えて選出する。

(5) 前号の場合における投票は、すべて無記名とする。

(6) 投票の開票にあたり、立会人2人を置き、議長が指名する。

(7) 被投票者が特定されない同姓同名の投票については、次の順で取り扱う。

ア. 学内者と学外者が同姓同名の場合

学内者に対する投票として取り扱う。

イ. 学内者に同姓同名がある場合

①役員 ②教授(名誉教授を含む) ③准教授 ④その他の順による投票として取り扱う。ただし、その取り扱いにおいて、職名を同じくする同姓同名者が複数いる場合には、その投票数を同姓同名者の人数で割った数を各人についての投票とする。

(8) 代議員会の議長は、第4号によって選出された者に対し、第1次候補者として選考・監察会議に推薦することの可否の意向確認をする。

(9) 代議員会の議長は、前号の意向確認において辞退した者を除き、推薦する者の氏名を、得票数を示した上で、50音順に、選考・監察会議に通知するとともに、公表する。

3. 内規第11条による第1次候補者の決定について

(1) 選考・監察会議委員は、内規第9条第2項又は第10条第3項の通知に、自己の氏名が、第1次候補者として推薦する者として含まれていた場合、内規第11条第1項の審議に加わることができない。

(2) 選考・監察会議委員が第1次候補者として決定されたときは、委員を辞職する。

(3) 前号による後任(補欠)の委員については、選考・監察会議から経営協議会及び教育研究評議会に対して、それぞれ選出を求める。

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

(1) 投票資格を有する者は、次のとおりとする。

ア. 東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者

イ. 管理又は監督の地位にある教職員（東京大学教職員給与規則第21条に基づく管理職手当の支給を受ける教職員をいう。）であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に東京大学事務組織規則第2条第2項に掲げる部長、次長及び課長である者、同条第3項に掲げる担当部長及び担当課長である者、同条第4項に掲げる上席チーフエキスパート及びチーフエキスパートである者、同規則第3条第3項に掲げる事務部長、事務長及び課長である者、同条第4項に掲げる担当課長である者、同条第5項に掲げる事務長及び柏地区事務機構長である者、同条第6項に掲げるチーフエキスパートである者並びに東京大学職員の職に関する規則別表に掲げる看護部長及び薬剤部長である者（ただし、本学を勤務場所としない者を除く。）

(2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。

(3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。

(4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号ア. にいう常勤の教授に含まれる。

(5) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号ア. にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。

(6) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号ア. にいう常勤の教授に含まれる。

(7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる東京カレッジの東京カレッジ運営委員会及び研究機構の研究機構運営委員会は、第1号ア. にいう教授会とみなす。

5. 内規第15条の意向投票の方法について

(1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に、選考・監察会議が指定するシステムを用いて、単記無記名投票により行う。

(2) 投票回数は、以下のとおりとする。

ア. 第2次候補者が3人の場合は、1回の投票を行う。

イ. 第2次候補者が4人以上の場合は、2回の投票を行う。ただし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。

(3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第13条に基づく室及び第18条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第2次候補者の氏名その他の意

向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

- (4) 第1号及び第2号に定める投票の際は、各第2次候補者の得票数を投票の都度発表する。
- (5) 意向投票の終了後、選考・監察会議は、速やかに、全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。
6. 内規第16条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて、内規第15条の規定により再度意向投票を行うことができる。
7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第16条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。
8. 前2項の規定は、内規第16条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。
9. 内規第17条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会若しくは教育研究評議会に意見を求めることができる。
10. 内規第18条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間において、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。
 - (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項
 - (2) 申出の原因となる事実
 - (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
公共政策学研究部
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、 学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

(1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

別表 2

区 分	人 数
人文社会系研究科	2
教育学研究科	2
法学政治学研究科	2
経済学研究科	2
総合文化研究科及び数理科学研究科	2
理学系研究科	2
工学系研究科	2
農学生命科学研究科	2
医学系研究科	2
薬学系研究科	2
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部事務組織	6
附属図書館	1
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

- (1) 「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共回事務センターをいう。
- (2) 「本部事務組織」は、従前 6 区分存在していた本部各部が統合された区分であることから、人数を統合前と同数の 6 人とする。

(案)

第2次候補者を決定するための手順について

令和●年 ●月 ●日
総長選考・監察会議

東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第12条第4項に基づき、令和8年度に実施する総長選考・監察会議における第2次候補者を決定するための手順について、以下のとおり定める。

1. 第2次候補者を決定するための手順

- (1) 出席委員により、以下の手順で協議を行う。
 - ① 第2次候補者の決定に当たり、多様性の観点その他の考慮すべき事項について検討を行う。
 - ② 無記名投票により、第1次候補者のうち、第2次候補者として相応しいと考える者（以下「適任者」という。）3名を選択する。
 - ③ ②の手順において得票数の上位の者から3名を適任者として選出する。ただし、その末位に得票同数の者があり得票数上位の者が4名以上となった場合には、協議によりその取扱いを決定する。
 - ④ 多様性の観点から、③の手順で選出した適任者と合わせて5名を超えない範囲内において適任者を追加する必要性について検討を行う。
 - ⑤ ④の手順において追加が必要と総長選考・監察会議が判断した場合、第1次候補者のうちから、追加の適任者について無記名投票を行う。
 - ⑥ ⑤の手順の結果を踏まえて協議し、③の手順で選出した適任者と合わせて5名を限度として適任者を選出する。
- (2) (1)③及び⑥の手順で選出された適任者について、内規第3条第1項第2号及び同条第2項に基づき表決を行い、第2次候補者を決定する。

2. 留意事項

- (1) 適任者の選出に当たっては、求められる総長像に合致していることを前提とする。
- (2) 1. (1)の協議に当たっては、出席委員全員から広く意見を聴取する。
- (3) 1. (1)は、基本的な協議の流れであり、上記によらない場合は、その都度協議してその取扱いを決定する。
- (4) 1. (1)の協議に当たっては、協議を進めるため、委員の意見の分布を確認することを目的として、投票の方法を用いることができる。投票を行う場合は、委員の構成に鑑み、議長は投票することができる。ただし、1. (2)の表決に当たっては、内規第3条第2項に基づき議長は投票することができない。

（案）

令和 8 年 4 月 7 日

各 部 局 長 殿

総長選考・監察会議議長

○ ○ ○ ○

総長選考の実施について（通知）

現藤井輝夫総長が令和 9 年 3 月 31 日付けで任期満了となることに伴い、本日、東京大学総長選考・監察会議内規第 8 条に基づき別添のとおり総長選考の開始を公示するはこびとなりましたので、お知らせします。

なお、今回の総長選考に際し、「総長選考開始の公示にあたって」にお示しのとおり、所要の見直しを行い、総長選考を実施することといたしましたので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

つきましては、送付資料 1～7 及び 10～14 につきまして貴部署教職員・学生に周知願います。

（送付資料）

1. 総長選考開始の公示にあたって
2. 公示文書
3. 求められる総長像（令和 7 年 12 月 1 日総長選考・監察会議）
4. （参考資料）求められる総長像の重点ポイント及び評価項目
5. 東京大学総長選考プロセスのイメージ
6. 総長選考における第 2 次候補者への共通質問の募集について
7. 総長選考における意向投票に伴う授業休止等について（依頼）
8. 代議員の選出について（依頼）
9. 代議員名簿等（様式）
10. 東京大学総長選考・監察会議規則（令和 6 年 10 月 1 日改正）
11. 東京大学総長選考・監察会議内規（令和 7 年 12 月 1 日改正）
12. 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（令和 8 年 3 月 13 日改正）
13. 第 2 次候補者を決定するための手順について
14. 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則別表の区分に属さない者について

(案)

総長選考開始の公示にあたって

本日、東京大学は、現藤井輝夫総長が令和9年3月31日付けで任期満了となることに伴い、東京大学総長選考・監察会議内規第8条の規定に基づき、総長選考の開始を公示致しました。

今回の総長選考のプロセスの制定に関しては、国立大学法人法が学長選考・監察会議に求める役割を果たすとともに、前回の総長選考で挙げられた課題についても「総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書」等の内容を取り入れ、東京大学に対する社会的要請に応える総長選考となるよう慎重かつ丁寧に検討してまいりました。

また、検討の過程においては、経営協議会委員や教育研究評議会評議員にも会議の傍聴を可能とし、総長選考・監察会議の活動状況として会議資料及び議事録を学内外に広く公開するとともに、検討状況を学内会議で説明した上で、構成員に対しパブリックコメントを実施し、その意見を取り入れるなど、公正性の確保と透明性の向上を図ってまいりました。

こうした審議の結果、本年の総長選考に際して、次に掲げる考え方を基軸として見直しを行い、総長選考を実施することといたしました。公示に伴い、本学の総長選考に対し、ご理解・ご協力をいただけますようお願い致します。

1. 国立大学法人法等において、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき主体的に学長の選考を行うということが求められていることを踏まえ、総長選考・監察会議の主体的な選考が可能な仕組みを取り入れつつ、幅広いステークホルダーに対して説明可能な選考プロセスを構築すること。
2. 透明性の高い選考プロセスにより総長選考のプロセスに信頼性を確保し、総長選考・監察会議の運営の透明性を確保した上で選考を行うという観点から、可能な限り情報を公表すること。

世界と大学をめぐる危機や課題が生じるなか、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めることが、本学の運営を総理する総長に対して、学内のみならず、日本、世界からひろく期待されているものと認識しております。総長選考・監察会議としては、こうした期待に応え得るよう、慎重かつ十分な審議を行い、しかるべき次期総長予定者を決定するよう、最大限尽力していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

令和8年4月●日

東京大学総長選考・監察会議議長



(案)

公 示

東京大学総長選考・監察会議内規第8条に基づき、現総長任期満了に伴う次期総長予定者の選考の開始を公示します。

なお、代議員会からの第1次総長候補者の推薦、第2次総長候補者への意向投票及び総長選考・監察会議による総長予定者の決定の日時は次のとおりです。

1. 代議員会からの第1次総長候補者の推薦

第1回目投票(オンライン投票) 令和8年6月 9日(火)～6月11日(木)
第2回目投票(オンライン投票) 令和8年6月17日(水)

2. 第2次総長候補者への意向投票

令和8年9月28日(月) 10時00分から

3. 総長選考・監察会議による総長予定者の決定

令和8年9月28日(月) 午後 (予定)

令和8年4月7日

東京大学総長選考・監察会議

令和7年12月1日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に答え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志
- 5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

(参考資料) 求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目(案)

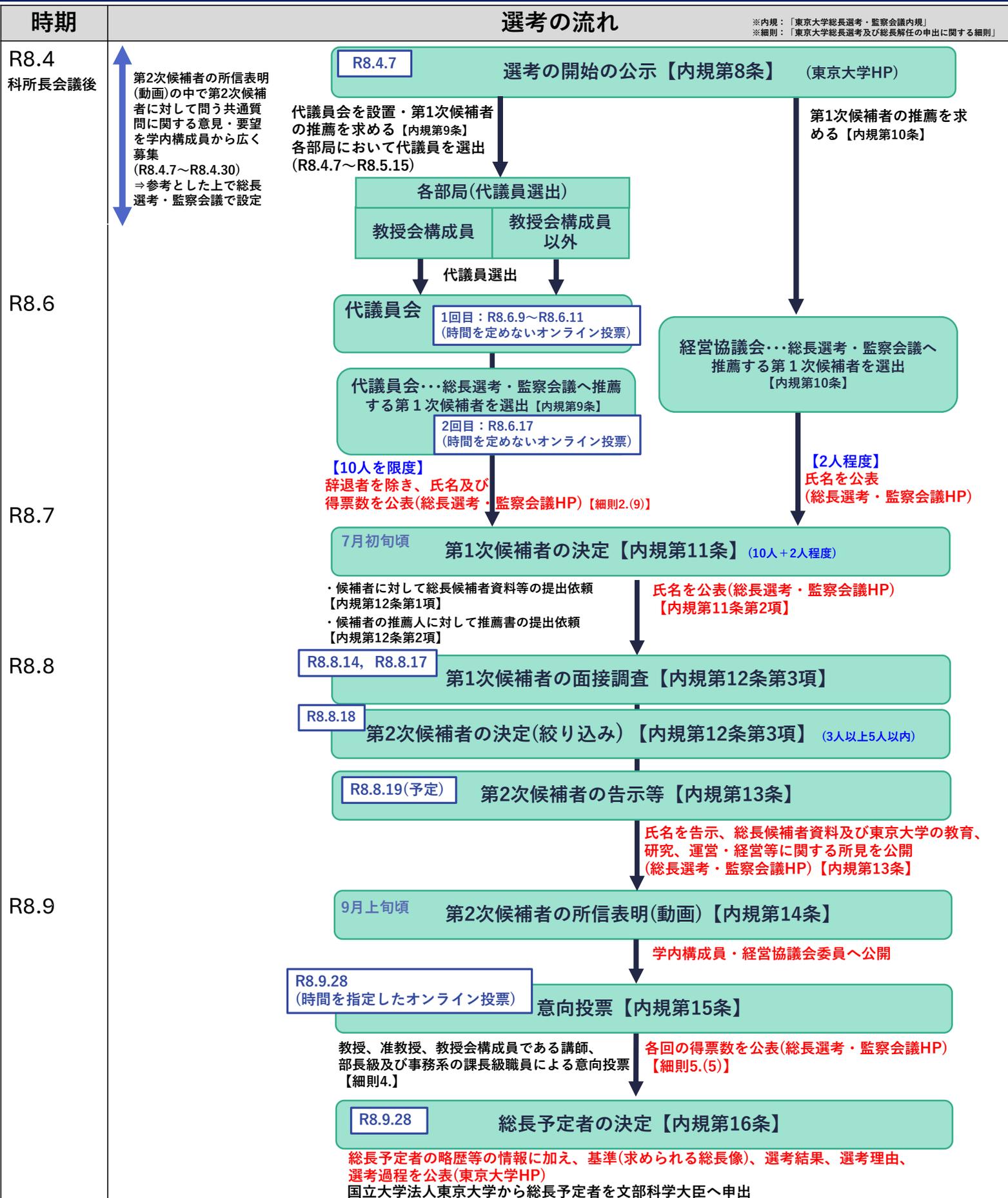
総長選考・監察会議 令和8年3月13日

	「求められる総長像」	重点ポイント	評価項目
1	前文：東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。	東大憲章の掲げる理念を実現し、世界の危機や課題に対峙して価値を創造する力	明確で具体性のあるビジョン
2			新たな価値創造に挑むイノベーション戦略
3			本学の国際的プレゼンス向上に資する提言
4			世界の公共性に奉仕する精神
5	1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識	東京大学総長としての品位・学識	高潔な人格
6			高い倫理観
7			優れた学識と教育・研究実績
8	2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力	国際的視野と改革実行力	伝統と先進性を兼ね備えたビジョン
9			改革への認識と大胆な実行力
10			国際的視野と活動実績
11			卓越性・独創性・多様性のある教育研究活動牽引力
12			現代社会を牽引する人材を育成する意欲
13	3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績	組織運営とガバナンス能力	世界の学術をリードする教学・経営組織のビジョン
14			組織構成員の幅広い支持と合意形成能力
15			優れたリーダーシップと組織運営力
16			リスクに対するガバナンス能力
17	4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志	財務基盤強化と高度な経営能力	財務基盤強化実現への具体的な戦略的指針
18			社会各界から幅広く理解・協力を得て大学を経営する高い能力
19			大学の未来を切り拓く強固な意志
20	5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感	世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に向けた使命感	自由・自律及び多様性・包摂性の重視
21			協調的人類社会実現への貢献
22			強い使命感

※評価の参考にのみ活用される

R8(2026)年度 東京大学総長選考プロセスのイメージ

東京大学総長選考・監察会議



・総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員8名と教育研究評議会から選出される学内委員8名で構成される。
・総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する【内規第7条】。

※この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

(案)

令和8(2026)年4月7日

教職員・学生 各位

東京大学総長選考・監察会議

総長選考における第2次候補者への共通質問の募集について

この度、現総長の任期満了(令和9(2027)年3月31日)に伴い、総長選考の開始を公示いたしました。

選考プロセスの検討にあたり、構成員等に対する候補者情報提供の充実化についても検討し、下記のとおり第2次総長候補者(以下「第2次候補者」という。)の動画形式による所信表明を公開することといたしました。

当該所信表明においては、第2次候補者に総長選考・監察会議が設定する共通質問に対する意見表明の枠も設定する予定です。

つきましては、第2次候補者への共通質問とすべき事項の案がございましたら、4月30日(木)17時までにお寄せくださるようお願いいたします。

記

1. 公開時期：9月上旬～意向投票までの間(予定)
2. 対象：第2次候補者(3人以上5人以内)
3. 提供範囲：学内構成員及び経営協議会委員
4. 実施目的：総長選考・監察会議が総長予定者を決定する際の判断材料とするとともに、意向投票の投票資格者が第2次候補者に関して十分な情報を得て適切に投票できるようにするため。
5. 内容：所信の表明及び総長選考・監察会議からの質問に対する第2次候補者の意見表明。共通質問とすべき事項の案は構成員から広く募集し、参考とした上で、総長選考・監察会議で設定する。
6. 動画の構成：所信の表明(10分程度)+総長選考・監察会議があらかじめ設定した共通の質問に関する意見表明(5分程度)
7. 質問の取扱い：所属及び氏名を秘匿した上で、属性と質問の概要を総長選考・監察会議の資料としてホームページで公開いたします。
▼総長選考・監察会議 HP(活動状況)
https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/b02_06.html
8. 回答方法：以下の URL よりフォームにてお寄せください。
▼Microsoft Forms※回答には UTokyo Account でのログインが必要です。
<https://～～>
9. 備考：

(案)

- ・質問の採否について、個別に回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。
- ・氏名、所属、メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- ・UTokyo Account は認証のみに利用しており、回答と紐づけた記録はいたしません。

<担当>

総長選考・監察会議事務局

本部法務課法規チーム

houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

(案)

令和8年4月7日

各 部 局 長 殿

東京大学総長選考・監察会議

議長代行 ○ ○ ○ ○

総長選考における意向投票に伴う授業休止等について（依頼）

このことについて、令和8年9月28日（月）午前中に次期総長の選考プロセスにおいて時間を定めて全学でオンラインによる意向投票を実施いたします。

また、同日の午後はネットワーク環境等の障害に備え予備時間を設定させていただく予定です。

令和8年9月28日（月）は令和8年度標準授業日程において、授業実施日には該当していないところですが、意向投票の投票資格を有する教職員が関係する授業や会議等の設定をお控えいただけますようお願いいたします。

なお、本件依頼につきましては4月7日（火）開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議により了承されていることを申し添えます。

【参考】

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抄）

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

(1) 投票資格を有する者は、次のとおりとする。

ア. 東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者

イ. 管理又は監督の地位にある教職員（東京大学教職員給与規則第21条に基づく管理職手当の支給を受ける教職員をいう。）であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に東京大学事務組織規則第2条第2項に掲げる部長、次長及び課長である者、同条第3項に掲げる担当部長及び担当課長である者、同条第4項に掲げる上席チーフエキスパート及びチーフエキスパートである者、同規則第3条第3項に掲げる事務部長、事務長及び課長である者、同条第4項に掲げる担当課長である者、同条第5項に掲げる事務長及び柏地区事務機構長である者、同条第6項に掲げるチーフエキスパートである者並びに東京大学職員の職に関する規則別表に掲げる看護部長及び薬剤部長である者（ただし、本学を勤務場所としない者を除く。）

【本件問い合わせ先】

本部法務課法規チーム

houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

(案)

令和8年4月7日

各 部 局 長 殿

総長選考・監察会議議長

○ ○ ○ ○

代議員の選出について（依頼）

総長選考の開始にあたって、東京大学総長選考・監察会議内規第9条に基づき第1次総長候補者を決定するために、代議員会を設置いたします。

つきましては、総長選考・監察会議より代議員の選出を依頼いたしますので、下記のとおりご選出くださいますようお願いいたします。

記

1. 代議員の選出

貴部局代議員を選出の上、送付資料9「代議員名簿等（様式）」を作成し、5月15日（金）までに本部法務課法規チームに提出願います。

なお、代議員の選出及び代議員名簿等の作成にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 代議員会におけるオンライン投票に必要となるため、各代議員の共通IDを記載すること。
- (2) 代議員名簿について、「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」においては、その区分からの代表者を選出する代表部局の代表者が回答すること。
- (3) それぞれの部局において記入すべき項目については、様式に添付した「【参考】部局別記入項目」を参照すること。

代議員会第1回目オンライン投票方法等の詳細については、代議員選出後、各部局の事務連絡等担当者を通じて各代議員に通知します。

2. 代議員選出後のスケジュール

- 6月2日（火）～6月4日（木）アクセステスト期間
 - ・ 各代議員が確実に投票システムにアクセスできることを確認するため、アクセステスト期間を設ける。

※アクセステストその他の連絡事項については、おって事務連絡担当あてに通知する予定です。

- 6月9日（火）～6月11日（木）1回目投票（時間を定めないオンライン形式）
 - ・ 各代議員は、総長候補者として適当と認める者2人以内の氏名等を入力する。

- 6月17日（水）2回目投票（時間を定めないオンライン形式）
 - ・ 代議員会の議長は、1回目投票の得票者の氏名を50音順に発表する。
 - ・ 各代議員は、得票者の中から3人以内を選択し、投票する。

- 第1次候補者として推薦する者の選出
 - ・ 得票多数の者10人を限度として選出する。
 - ・ 代議員会の議長は、選出された者に第1次候補者として推薦することの可否の意向確認をする。
 - ・ 代議員会の議長は、上記の意向確認において辞退した者を除き、代議員会から総長選考・監察会議へ第1次候補者として推薦する者の氏名・得票数を公表する。

※システムを用いた投票の基本的な事項

- ① 投票資格の管理はUTokyo Accountにより行う。
- ② 投票は投票資格を有する者がアクセス可能なMicrosoft Formsを用いて行う。
- ③ UTokyo Accountは記録せず、投票における無記名性を確保する。
- ④ 重複投票を防ぎ、一人一票を確実に管理する。
- ⑤ 投票資格を有する者が確実にアクセス可能であることを確認するため、各投票の前にアクセステスト期間を設ける。

【担当】

本部法務課法規チーム

houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

東京大学総長選考・監察会議規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第2号

(設置)

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数16人（選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数）をもって組織する。

- (1) 経営協議会の構成員（大学法人の役員又は職員である構成員を除く。）の中から経営協議会において選出された者
- (2) 教育研究評議会の構成員（大学法人の役員を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者

(任期)

第3条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。
- (2) 前条第2号の委員の任期は3年とする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、選考・監察会議を招集し、会務を統括する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任務)

第5条 選考・監察会議は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 総長の選考
- (2) 総長の解任の申出
- (3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
- (4) 総長の任期に関する事項の審議
- (5) 大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
- (6) 運営方針委員の選任及び解任についての審議
- (7) 運営方針委員の任期に関する事項の審議

2 前項の任務を行うにあたり必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 選考・監察会議の庶務は、本部法務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

東京大学総長選考・監察会議内規

平成16年4月1日
総長選考会議可決
東大規則第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の間接評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第17条により解任の申出をする場合及び第22条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
- (2) 第2次総長候補者の決定
- (3) 総長予定者の決定
- (4) 総長の解任の申出の決定
- (5) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
- (6) 大学総括理事の設置
- (7) 運営方針委員の選任及び解任
- (8) 運営方針委員の任期に関する事項
- (9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与

える。

- 4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第2章 総長選考

(選考の事由)

- 第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

- 第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする。

(選考の開始の公示)

- 第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、その6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から速やかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦等)

- 第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者(以下「第1次候補者」という。)を決定するために、代議員会を設け、第1次候補者として推薦する者を選出させる。

- 2 前項の代議員会が選出する者の数は、原則として10人を限度とし、代議員会は、選考・監察会議に通知する。

- 3 代議員会の構成並びに第1次候補者として推薦する者の選出及び通知の方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦等)

- 第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者として推薦する者の選出を求める。

- 2 前項の経営協議会が選出する者の数は、2人程度とし、前条の規定により選出される者と重複することを妨げない。

- 3 選考・監察会議は、第1項の規定により選出された者について、経営協議会からの通知を受ける。

(第1次候補者の決定)

- 第11条 選考・監察会議は、第9条第2項及び前条第3項により通知を受けた者について審議し、第1次候補者を決定する。

- 2 選考・監察会議は、第1次候補者の決定後、速やかに、その氏名を50音順に公表する。

(第2次候補者の決定)

- 第12条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、所定の様式に基づいた総長候補者資料その他の関係資料(以下「総長候補者資料等」という。)を提出させるとともに、自身を次期総長の適任者として推薦する者(以下「推薦人」という。)を指定させ、選考・監察会議に通知させる。

- 2 選考・監察会議は、前項の推薦人各々に、当該推薦人を指定した第1次候補者に係る推薦書の提出を依頼する。

- 3 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第1項の総長候補者資料等及び前項の推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者(以下「第2次候補者」という。)を決定する。

- 4 第2次候補者を決定するための手順については、別に定める。

(第2次候補者の告示等)

第13条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、各第2次候補者の総長候補者資料等を公開する。

(所信表明)

第14条 選考・監察会議は、意向投票の実施に先立ち、第2次候補者に、各々、動画の形態により所信を表明する機会を設ける。

(意向投票)

第15条 選考・監察会議は、第13条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については、別に定める。

(総長予定者の決定)

第16条 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第12条第1項の総長候補者資料等、同条第2項の推薦書、同条第3項の調査、第14条の所信表明及び前条の意向投票の結果を総合的に考慮して、総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第17条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出る。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合

(3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合

(4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行う。

(意見陳述の機会の付与)

第18条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

(総長への通知)

第19条 選考・監察会議が第17条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知する。

第4章 総長の中間評価

(実施方法)

第20条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求める。

3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求める。

4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定する。

(通知及び公表)

第21条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表する。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第22条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の一部改正について（案）（令和 年 月 日）

改正理由：公共政策学連携研究部の名称変更その他の必要な字句修正のため、必要な改正を行う。

現 行	改 正
<p>1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。） 第9条の代議員会の構成について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表1の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる<u>研究機構</u>、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各<u>研究機構</u>、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる<u>研究機構</u>、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者（第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。）1名を含めることができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第1号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の</p>	<p>1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。） 第9条の代議員会の構成について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表1の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる<u>組織</u>、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各<u>組織</u>、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる<u>組織</u>、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者（第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。）1名を含めることができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第1号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の</p>

教職員に含まれるものとし、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。

(5)～(9) (略)

2. 内規第9条の選出及び通知の方法について

(1) (略)

(2) 大学院各研究科、情報学環、公共政策学連携研究部及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3)～(9) (略)

3. (略)

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

(1)～(6) (略)

(7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号ア. にいう教授会とみなす。

5. 内規第15条の意向投票の方法について

(1)及び(2) (略)

教職員に含まれるものとし、公共政策学研究部の教職員は、公共政策学研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。

(5)～(9) (略)

2. 内規第9条の選出及び通知の方法について

(1) (略)

(2) 大学院各研究科、情報学環、公共政策学研究部及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3)～(9) (略)

3. (略)

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

(1)～(6) (略)

(7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる東京カレッジの東京カレッジ運営委員会及び研究機構の研究機構運営委員会は、第1号ア. にいう教授会とみなす。

5. 内規第15条の意向投票の方法について

(1)及び(2) (略)

(3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第13条に基づく室及び第18条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第2次候補者の氏名その他の意向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

(4)～(5) (略)

(略)

別表1

区 分
(略)
公共政策学 <u>連携</u> 研究部
(略)
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる <u>研究機構</u> 、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

(1) (略)

別表2

区 分	人 数
(略)	

(3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第13条に基づく室及び第18条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第2次候補者の氏名その他の意向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

(4)～(5) (略)

(略)

別表1

区 分
(略)
公共政策学研究部
(略)
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる <u>組織</u> 、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

(1) (略)

別表2

区 分	人 数
(略)	

学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる <u>研究機構</u> 、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1		学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる <u>組織</u> 、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1	
(1)～(2) (略)		(1)～(2) (略)			

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則

(平成16年7月20日総長選考会議承認)

改正：H20.1.22、20.6.17、21.4.14、22.9.21、26.7.8、27.3.13、R2.4.28、4.3.16、
7.12.1、

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第9条の代議員会の構成について

(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア. 第4項第1号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員別表1に定める区分ごとに各4人（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。）

イ. 第4項第1号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員別表2に定める区分ごとに人数欄に定める数

(2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表1の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者（第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。）1名を含めることができる。

(3) 教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして取り扱う。

(4) 第1号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の教職員に含まれるものとし、公共政策学研究部の教職員は、公共政策学研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。

(5) 第1号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告する。

(6) 第1号イ. にいう学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告する。

(7) 別表2の区分に掲げられた部局（「総合文化研究科及び数理科学研究科」及び「柏地区に所在する事務組織」を除く）の内、複数の部局の事務を共同して行う事務組織を置く部局に属する事務系職員の取扱いについては、専ら特定の部局の事務を担当する者は当該特定部局の区分に属するものとみなし、それ以外の者は当該事務組織が担当する部局中投票資格者たる教員を除く職員数が最大の部局に属するものとみなして

取り扱う。

(8) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者以外の者は、第1号イ.の教職員に含めない。

(9) 別表1又は2の区分に該当しない者がいる場合は、議長がその区分を定める。

2. 内規第9条の選出及び通知の方法について

(1) 選考・監察会議は、期日を定めて代議員会を招集する。

(2) 大学院各研究科、情報学環、**公共政策学研究部**及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる**組織**、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3) 代議員会の議長は、選考・監察会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

(4) 代議員会は、次の方法によって選考・監察会議に推薦する者を選出する。

ア. 各代議員は、2人以内を連記で投票する。

イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順に発表する。

ウ. 各代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として選出する。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、その者を加え、10人を超えて選出する。

(5) 前号の場合における投票は、すべて無記名とする。

(6) 投票の開票にあたり、立会人2人を置き、議長が指名する。

(7) 被投票者が特定されない同姓同名の投票については、次の順で取り扱う。

ア. 学内者と学外者が同姓同名の場合

学内者に対する投票として取り扱う。

イ. 学内者に同姓同名がある場合

①役員 ②教授(名誉教授を含む) ③准教授 ④その他の順による投票として取り扱う。ただし、その取り扱いにおいて、職名を同じくする同姓同名者が複数いる場合には、その投票数を同姓同名者の人数で割った数を各人についての投票とする。

(8) 代議員会の議長は、第4号によって選出された者に対し、第1次候補者として選考・監察会議に推薦することの可否の意向確認をする。

(9) 代議員会の議長は、前号の意向確認において辞退した者を除き、推薦する者の氏名を、得票数を示した上で、50音順に、選考・監察会議に通知するとともに、公表する。

3. 内規第11条による第1次候補者の決定について

(1) 選考・監察会議委員は、内規第9条第2項又は第10条第3項の通知に、自己の氏名が、第1次候補者として推薦する者として含まれていた場合、内規第11条第1項の審議に加わることができない。

(2) 選考・監察会議委員が第1次候補者として決定されたときは、委員を辞職する。

(3) 前号による後任(補欠)の委員については、選考・監察会議から経営協議会及び教育研究評議会に対して、それぞれ選出を求める。

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

(1) 投票資格を有する者は、次のとおりとする。

ア. 東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者

イ. 管理又は監督の地位にある教職員（東京大学教職員給与規則第21条に基づく管理職手当の支給を受ける教職員をいう。）であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に東京大学事務組織規則第2条第2項に掲げる部長、次長及び課長である者、同条第3項に掲げる担当部長及び担当課長である者、同条第4項に掲げる上席チーフエキスパート及びチーフエキスパートである者、同規則第3条第3項に掲げる事務部長、事務長及び課長である者、同条第4項に掲げる担当課長である者、同条第5項に掲げる事務長及び柏地区事務機構長である者、同条第6項に掲げるチーフエキスパートである者並びに東京大学職員の職に関する規則別表に掲げる看護部長及び薬剤部長である者（ただし、本学を勤務場所としない者を除く。）

(2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。

(3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。

(4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号ア. にいう常勤の教授に含まれる。

(5) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号ア. にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。

(6) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号ア. にいう常勤の教授に含まれる。

(7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる東京カレッジの東京カレッジ運営委員会及び研究機構の研究機構運営委員会は、第1号ア. にいう教授会とみなす。

5. 内規第15条の意向投票の方法について

(1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に、選考・監察会議が指定するシステムを用いて、単記無記名投票により行う。

(2) 投票回数は、以下のとおりとする。

ア. 第2次候補者が3人の場合は、1回の投票を行う。

イ. 第2次候補者が4人以上の場合は、2回の投票を行う。ただし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。

(3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第13条に基づく室及び第18条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第2次候補者の氏名その他の意

向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

- (4) 第1号及び第2号に定める投票の際は、各第2次候補者の得票数を投票の都度発表する。
- (5) 意向投票の終了後、選考・監察会議は、速やかに、全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。
6. 内規第16条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて、内規第15条の規定により再度意向投票を行うことができる。
7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第16条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。
8. 前2項の規定は、内規第16条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。
9. 内規第17条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会若しくは教育研究評議会に意見を求めることができる。
10. 内規第18条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間において、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。
 - (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項
 - (2) 申出の原因となる事実
 - (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
公共政策学研究部
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、 学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

(1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

別表 2

区 分	人 数
人文社会系研究科	2
教育学研究科	2
法学政治学研究科	2
経済学研究科	2
総合文化研究科及び数理科学研究科	2
理学系研究科	2
工学系研究科	2
農学生命科学研究科	2
医学系研究科	2
薬学系研究科	2
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部事務組織	6
附属図書館	1
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

- (1) 「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。
- (2) 「本部事務組織」は、従前 6 区分存在していた本部各部が統合された区分であることから、人数を統合前と同数の 6 人とする。

(案)

第2次候補者を決定するための手順について

令和●年 ●月 ●日
総長選考・監察会議

東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第12条第4項に基づき、令和8年度に実施する総長選考・監察会議における第2次候補者を決定するための手順について、以下のとおり定める。

1. 第2次候補者を決定するための手順

- (1) 出席委員により、以下の手順で協議を行う。
 - ① 第2次候補者の決定に当たり、多様性の観点その他の考慮すべき事項について検討を行う。
 - ② 無記名投票により、第1次候補者のうち、第2次候補者として相応しいと考える者（以下「適任者」という。）3名を選択する。
 - ③ ②の手順において得票数の上位の者から3名を適任者として選出する。ただし、その末位に得票数の者があり得票数上位の者が4名以上となった場合には、協議によりその取扱いを決定する。
 - ④ 多様性の観点から、③の手順で選出した適任者と合わせて5名を超えない範囲内において適任者を追加する必要性について検討を行う。
 - ⑤ ④の手順において追加が必要と総長選考・監察会議が判断した場合、第1次候補者のうちから、追加の適任者について無記名投票を行う。
 - ⑥ ⑤の手順の結果を踏まえて協議し、③の手順で選出した適任者と合わせて5名を限度として適任者を選出する。
- (2) (1)③及び⑥の手順で選出された適任者について、内規第3条第1項第2号及び同条第2項に基づき表決を行い、第2次候補者を決定する。

2. 留意事項

- (1) 適任者の選出に当たっては、求められる総長像に合致していることを前提とする。
- (2) 1. (1)の協議に当たっては、出席委員全員から広く意見を聴取する。
- (3) 1. (1)は、基本的な協議の流れであり、上記によらない場合は、その都度協議してその取扱いを決定する。
- (4) 1. (1)の協議に当たっては、協議を進めるため、委員の意見の分布を確認することを目的として、投票の方法を用いることができる。投票を行う場合は、委員の構成に鑑み、議長は投票することができる。ただし、1. (2)の表決に当たっては、内規第3条第2項に基づき議長は投票することができない。

(イメージ)

令和8年 4月 7日
総長選考・監察会議

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則別表の区分に属さない者について

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則1の(9)に基づき、本細則別表の区分に属さない者の区分を次のとおりとします。

1. 本細則別表1の区分

- (1) 東京大学基本組織規則第16条及び第17条に基づく室に所属する教授及び准教授については、別表1の区分とする。
- (2) 東京大学基本組織規則第18条に基づく室に所属する教授及び准教授については、「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分とする。
- (3) 附属図書館に所属する教授及び准教授については、「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分とする。

2. 本細則別表2の区分

- (1) 東京大学基本組織規則第16条及び第17条に基づく室に所属する教授又は准教授以外の常勤の教職員については、別表2の区分とする。
- (2) 東京大学基本組織規則第18条に基づく室に所属する教授又は准教授以外の常勤の教職員については、「本部事務組織」の区分とする。
- (3) 次に掲げる者については、「本部事務組織」の区分とする。
(総長室に所属する執行役、副理事)
- (4) 次に掲げる者については、「柏地区に所在する事務組織」の区分とする。
(3)のうち、柏地区事務機構長)

参考：東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抄）

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第9条の代議員会の構成について
(9) 別表1又は2の区分に該当しない者がいる場合は、議長がその区分を定める。

東京大学総長選考・監察会議委員名簿

令和8年4月1日現在

選出会議	氏名	任期	備考
経営協議会	国谷裕子	2026年4月1日 ～2028年3月31日	東京藝術大学 理事 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別 招聘教授 自然エネルギー財団理事
経営協議会	國土典宏	2026年4月1日 ～2028年3月31日	国立健康危機管理研究機構 理事長
経営協議会	酒匂真理	2026年4月1日 ～2028年3月31日	株式会社miup 会長
経営協議会	佐藤康博	2026年4月1日 ～2028年3月31日	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
経営協議会	鈴木蘭美	2026年4月1日 ～2028年3月31日	ARC Therapies株式会社 代表取締役社長 CEO ARCHIMED GROUP マネージングダイレクター
経営協議会	関根千津	2026年4月1日 ～2028年3月31日	株式会社KOKUSAI ELECTRIC 社外取締役 (監査等委員)
経営協議会	高橋祥子	2026年4月1日 ～2028年3月31日	TAZ Inc. 代表取締役社長 株式会社ジーンクエスト 取締役ファウンダー
経営協議会	板東久美子	2026年4月1日 ～2027年3月31日	日本赤十字社 常任理事 雪印メグミルク株式会社 社外取締役
教育研究評議会	岩間厚志	2024年4月1日 ～2027年3月31日	医科学研究所長 (2025年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	宇野重規	2025年4月1日 ～2028年3月31日	社会科学研究所長 (2024年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	浦野泰照	2024年4月1日 ～2027年3月31日	薬学系研究科長 (2026年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	粕谷誠	2025年4月1日 ～2028年3月31日	経済学研究科長 (2025年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	佐藤仁	2024年4月1日 ～2027年3月31日	東洋文化研究所長 (2026年4月1日～2029年3月31日)
教育研究評議会	辻雄	2025年4月1日 ～2028年3月31日	数理科学研究科長 (2026年4月1日～2028年3月31日)
教育研究評議会	寺田寅彦	2025年4月1日 ～2027年3月31日	総合文化研究科長 (2025年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	古村孝志	2025年4月1日 ～2028年3月31日	地震研究所長 (2025年4月1日～2027年3月31日)

計16名(敬称略、五十音順)

(案)

2026 (R8) 年 3 月 13 日

令和 8 年度 総長選考・監察会議関係日程

月 日	事 項	備 考
4.1(水)～4.3(金)	総長選考・監察会議 (第1回)	書面審議 (議長の選出)
4.7(火) 総長選考開始の公示		
4.22(水) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第2回)	経営協議会 16:00～18:00
5.29(金) 10:00～12:00	総長選考・監察会議 (第3回)	【オンライン】
6.19(金) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第4回)	経営協議会 16:00～18:00
経営協議会から選出した第1次候補者として推薦する者 公表		
代議員会から選出した第1次候補者として推薦する者 公表		
6.30(火)～7.1(水)	総長選考・監察会議 (第5回)	書面審議 (第1次候補者の決定)
第1次候補者の公表		
8.10(月) 13:00～17:00	総長選考・監察会議 (第6回)	【原則対面】
8.14(金) 13:00～19:00	総長選考・監察会議 (第7回)	面接①【対面】
8.17(月) 13:00～19:00	総長選考・監察会議 (第8回)	面接②【対面】
8.18(火) 13:00～19:00	総長選考・監察会議 (第9回)	絞り込み【対面】
第2次候補者の告示		
9.28(月) 意向投票		
9.28(月) 12:00～終了時刻未定	総長選考・監察会議 (第10回)	総長予定者の決定【対面】
11.13(金) 13:00～15:30	総長選考・監察会議 (第11回) 総長懇談/監事懇談 [※]	経営協議会 16:00～18:00
1.13(水) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第12回)	経営協議会 16:00～18:00
3.12(金) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第13回)	経営協議会 16:00～18:00

※11/13(金)の総長懇談及び監事懇談は、「総長の賞与に係る職務実績の評価」を実施する。

併せて「総長の業務執行の状況についての確認」を行う予定。

○上記の日程以外に書面審議を行う場合がある。

第 8 回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和 7 年 1 月 1 4 日（金） 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5
2. 方 法：オンライン会議（Z o o m）
3. 出席者：遠藤、国谷、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、岩間、宇野、浦野、粕谷、寺田、中島、古村 各委員
4. 説明者：藤井総長
5. 陪席者：亀井、山口 各監事
6. 議題
 - 1 現況（令和 7（2025）年度）の総長の業務執行状況について
 - （1）総長による業務執行状況の説明
 - （2）総長の業務執行状況についての監事からの意見
 - 2 総長の賞与に係る職務実績評価の改訂について
 - 3 意向投票～記者会見までのスケジュールについて
 - 4 次期総長選考の実施手順等について
 - 5 その他
 - ・総長にかかる兼業報告 等 （非公開）
7. 配付資料
 - 1 - 1 総長の賞与に係る職務実績の評価についてに係る検討
 - 1 - 2 総長の賞与に係る職務実績評価等の総長選考・監察会議スケジュール（イメージ）
 - 1 - 3 総長の賞与に係る職務実績の評価について（改訂イメージ）
 - 1 - 4 UTokyo Compass モニタリング指標 IR データ集（抜粋）
 - 1 - 5 UTokyo Compass モニタリング指標（当該年度データ関係）
 - 2 - 1 ①意向投票、②総長予定者の決定、③記者会見のスケジュールについて（イメージ）
 - 2 - 2 2026 年 9 月 総長選考スケジュール（イメージ）
 - 2 - 3 意向投票の実施イメージについて
 - 3 次期総長選考の実施手順等について（案）【別冊】
 - 4 藤井総長にかかる兼業報告（非公開）
 - 5 第 6 回総長選考・監察会議議事要旨（案）
8. 議事
 - 1 現況（令和 7（2025）年度）の総長の業務執行状況について
 - （1）総長による業務執行状況の説明
 - 議題 1（1）に関し、藤井総長から、今年度の業務執行状況について説明があった。
 - 次いで、出席委員と藤井総長との間で、海外企業との連携、東京大学発のスタートアッ

プの動向、経済安全保障への対応及びガバナンス上の課題への改善策等、業務執行状況全般について質疑応答が行われた。

(2) 総長の業務執行状況についての監事からの意見

議題1(2)に関し、両監事から、現況の総長の業務執行状況について報告があった。

2 総長の賞与に係る職務実績評価の改訂について

議題2に関し、学内委員及び事務局から、配付資料1-1から1-5に基づき、資料の構成及び総長選考・監察会議学内ワーキング・グループでの検討の結果について説明があった。次いで、出席委員の間で意見交換が行われ、評価期間を当該年度とする場合、評価の根拠となる当該年度のデータを可能な限り早く収集する必要があるとの意見があった。次いで、議長から、総長の賞与に係る職務実績評価に関し、配付資料1-1の改訂1のとおり評価対象期間を当該年度に変更する方向で検討を進めることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

3 意向投票～記者会見までのスケジュールについて

議題3に関し、事務局から、配付資料2-1から2-3に基づき、意向投票の流れ及び意向投票から記者会見までのスケジュールパターンについて説明があり、出席委員の間で意見交換が行われ、総長予定者の決定については、時間を定めず十分な議論を行うことが最も重要であるという意見があった。次いで、議長から、総長予定者の決定に係る総長選考・監察会議については、議論を尽くすために会議終了時刻を定めないが、少なくとも意向投票、総長予定者の決定及びプレスリリースに関しては、同日の実施とすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

4 次期総長選考の実施手順等について

議題4に関し、議長代行から、配付資料3に基づき、パブリックコメントの結果を踏まえ、意向投票については、事務系の課長級職員も対象とする方向で総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおいて検討を進めている旨の説明があった。

5 その他

議題5の「総長にかかる兼業報告」については、人事に関する意見交換を行う議事であるため、非公開とする。

・総長にかかる兼業報告

総長にかかる兼業について、総長から、「東京大学の役員の兼業に関する内規（平成16年5月19日役員会議決）」に規定する総長選考・監察会議への報告として、配付資料4に基づいて説明があった。

以上

第9回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和7年12月1日（月）14：30～16：03
2. 方法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：遠藤、国谷、國土、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、岩間、宇野、浦野、粕谷、寺田、中島、平地、古村 各委員
4. 陪席者：亀井、山口 各監事
5. 議題
 - 1 運営方針会議からの提案等の対応について
 - 2 次期総長選考の実施手順等について
 - 3 その他
6. 配付資料
 - 1-1 「総長選考に関する運営方針会議からの提案」への対応について（案）
 - 1-2 総長選考に関する意見の提出について
 - 2-1 次期総長選考の実施手順等について（案）【別冊】
 - 2-2 意向投票～総長予定者の決定（総長選考・監察会議）～記者会見の流れについて（イメージ）
7. 議事
 - 1 運営方針会議からの提案等の対応について

議題1に関し、議長から、配付資料1-2に基づき、運営方針会議からの意見について説明があり、次いで、議長代行から、配付資料2-1の「求められる総長像（案）の改訂点について」に基づき、第2回総長選考・監察会議以降の改訂点について説明があった。次いで、出席委員の間で、求められる総長像について意見交換が行われ、議長から、前文の文章のつながりを整理し、「世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで」と修正することについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。次いで、議長から、運営方針会議への回答文書について議長に一任する旨提案があり、了承された。
 - 2 次期総長選考の実施手順等について

議題2に関し、事務局から、配付資料2-2に基づき、第8回総長選考・監察会議での検討を踏まえた意向投票から記者会見までの流れのイメージについて説明があり、次いで、出席委員の間で質疑応答が行われた。次いで、議長及び事務局から、配付資料2-1に基づき、1月の学内会議に付議する資料の構成について説明があり、議長から、今後微細な修正が発生した場合、議長及び事務局で対応する旨提案があり、出席委員から異議はなく、了承された。

次いで、議長及び事務局から、配付資料2-1の「総長選考・監察会議内規等の改正概要（案）」に基づき、「東京大学総長選考・監察会議内規」及び「東京大学総長選考

及び総長解任の申出に関する細則」の改正について説明があった。次いで、内規及び細則改正のための表決が行われ、議長を除く15名による無記名投票の結果、賛成15名、反対0名により、配付資料2-1の「東京大学総長選考・監察会議内規（案）」及び「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（案）」のとおり議決した。

次いで、議長から、内規の改正を受け、求められる総長像については総長選考・監察会議委員による合議で決定する旨の説明があり、出席委員に意見を求めたところ、特に意見はなく、議題1で了承を得たとおり求められる総長像が決定した。

おって、議長及び事務局から、配付資料2-1に基づき、第2次候補者を決定するための手順について説明があり、出席委員の間で質疑応答及び意見交換が行われた（○は出席委員の意見又は質問であり、→は議長代行の回答である。）。

○⑤の投票において過半数を得た第1次候補者を追加の適任者とするのか。

→⑤での得票数ではなく、投票で挙げた第1次候補者について総長選考・監察会議で協議を行い、追加の適任者を選出するという流れを想定している。

○④の追加の必要性の検討の段階で、具体的な第1次候補者が挙がることも考えられるため、⑤の投票結果をもって、どの第1次候補者を追加の適任者とするか確認するという流れも考えられるのではないか。

3 その他

事務局から、今後の日程について、説明があった。

以上

第10回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和8年1月14日（水）13：30～15：27
2. 方法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：遠藤、国谷、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、岩間、粕谷、寺田、中島、平地、古村 各委員
4. 陪席者：亀井、山口 各監事
5. 議題
 - 1 令和8年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について
 - 2 総長の賞与に係る職務実績評価の改訂について
 - 3 総長の賞与に係る職務実績自己評価書について
 - 4 求められる総長像の具体化について
 - 5 その他
6. 配付資料
 - 1 令和8年度の総長選考・監察会議への申し送り事項（案）
 - 2-1 総長の賞与に係る職務実績の評価について（改訂案）
 - 2-2 【令和8年度】総長の賞与に係る職務実績の評価スケジュール（イメージ）
 - 3-1 総長の賞与に係る職務実績自己評価書（案）（令和7年度）
 - 3-2 総長の賞与に係る職務実績自己評価書（案）（令和8年度）
 - 4 求められる総長像（R7.12.1 総長選考・監察会議）
 - 5 第7回総長選考・監察会議議事要旨（案）
7. 参考資料
 - 1 令和7年度の総長選考・監察会議への申し送り事項
 - 2 総長の賞与に係る職務実績自己評価書様式（令和6年度）
 - 3-1 総長選考に関する意見の提出について（運営方針会議意見）
 - 3-2 「総長選考に関する運営方針会議からの提案」への対応について

8. 議事

議事に先立ち、議長から、教育研究評議会において来年度の総長選考・監察会議委員として選出された数理科学研究科の辻雄教授及び東洋文化研究所の佐藤仁教授について、次期総長選考に関する議論の継続性及び審議の実質化を図るため、議論の状況を早期に理解いただき、来年度から円滑にご参画いただく観点から、今回の総長選考・監察会議から陪席いただくことに関し、必要性を認めた旨の報告があり、両教授に陪席いただくことについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

- 1 令和8年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について

議題1に関し、学内委員から、配付資料1に基づき、説明があった。次いで、意見交換が行われ、出席委員から、新たに設置されるプロボストについて、何らかの形で言及した方が良いのではないかという意見があり、学内委員から、求められる総長像の具体化において、評価項目などで触れることも考えられるとの回答があった。次いで、議長から、3月13日開催の総長選考・監察会議で最終的に審議する旨が確認された。

2 総長の賞与に係る職務実績評価の改訂について

議題2に関し、事務局から、配付資料2-1及び2-2に基づき、説明があった。次いで、学内委員から、令和8年度の総長の賞与に係る職務実績の評価スケジュールに関する総長選考・監察会議学内ワーキング・グループの検討状況について説明があった。次いで、議長から、改訂案に関し、出席委員に意見を求めたところ、特に意見はなく、「総長の賞与に係る職務実績の評価について」は、配付資料2-1のとおり改訂することが確認された。おって、議長から、当該評価スケジュールに関し、配付資料2-2の案3のスケジュールで進めることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

3 総長の賞与に係る職務実績自己評価書について

議題3に関し、学内委員及び事務局から、配付資料3-1及び3-2に基づき、説明があった。次いで、出席委員の間で質疑応答が行われた（○は出席委員の質問であり、→は学内委員又は事務局の回答である。）。

○現状の課題であるコンプライアンスの問題等については、様式内のどこで取り扱われる想定なのか。

→例えば1.(2)の「0 経営力の確立」の項目などに、ご指摘のコンプライアンスやガバナンスに関する論点は含まれると考えている。

○2年分の評価をまとめて実施するため、趣旨を理解して記載いただけるよう早めに提出を依頼する方が良いと思われるが、総長への依頼はどのタイミングとなるか。

→3月13日開催の総長選考・監察会議で自己評価書の様式を決定した後、速やかに総長へ提出を依頼する予定である。

○総長の任期の全期間にわたる評価については、別途実施するのか。

→総長選考・監察会議としては、全期間を対象とする評価の実施は特段予定していない。

4 求められる総長像の具体化について

議題4に関し、学内委員から、配付資料4に基づき、求められる総長像の具体化に関する総長選考・監察会議学内ワーキング・グループの検討状況について説明があり、出席委員の間で意見交換及び質疑応答を行ったところ、概ね以下の意見があった（○は出席委員の意見又は質問であり、→は議長及び事務局の回答である。）。

○継続性の観点から、求められる総長像は普遍的な表現とする必要がある一方、その時々の課題に対し最適な候補者を選べるよう、重点ポイントを明確化した上で優先度をつけ、総長選考・監察会議委員間で共有しておくことが重要と考える。

- 経営力やガバナンスなど民間企業と異なる資質が求められると考えられる項目については具体化し、委員間で共通認識を持つ方が良いのではないかと。
- 求められる総長像は一種の前提条件であり、各候補者の総長像との適合性については、共通の質問により測るべきことから、総長選考・監察会議において当該質問の内容について十分な検討を行う必要がある。
- 総長選考・監察会議で議論した重点ポイントや優先度は、事前に候補者にも共有するのか。
- 候補者が書類作成や面接に臨む際に参考にできるよう、最低限のものを公示などの早い段階で示すことも考えられる。
- 候補者がどの項目を重視しているかは選考において重要な要素であるため、総長選考・監察会議が重点ポイントをあらかじめ指定するのではなく、質問や選考の過程で明らかになるような仕組みを考える必要があるのではないかと。
- 教育研究に係る財源の配分など本学の経営において重要な役割を担うプロボストの新規設置については、今回の総長選考に関する一連の議論において、総長選考・監察会議全体として考慮すべき重要な要素であるとする。
- 面接の時間は限られているため、提出書類やプレゼンの中で押さえてほしい重要なポイントについては事前に明示しておき、それ以外の点について質問をする形の方がより効果的な選考になるのではないかと。
- 面接で十分に確認できなかった事項について、所信表明の動画において候補者に説明を求めることはできるのか。
- 動画は、10分程度の所信表明と5分程度の総長選考・監察会議が事前に設定した共通の質問に対する意見表明という想定であり、面接の内容は今後検討する部分であるため、両者をあわせて必要な要素を確認していくことは可能と考えられる。

意見交換の後、議長から、求められる総長像の具体化に関しては、おって各項目における重点ポイント及び評価項目の作成を依頼する旨の発言があった。

5 その他

事務局から、今後の日程について、説明があった。

以上

次期総長選考に向けた課題検討

大学組織における総長の位置づけについて

論点

- ・大学組織における総長の位置づけ
- ・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認

検討の方向性

- (a) 教学と経営を分離しない（現行維持）
- (b) 教学と経営を分離しないが教学を「つかさどる副学長」を置く【学校教育法第92条第4項】
- (c) 理事長（経営）と大学総括理事（教学）に分離する【国立大学法人法第10条第3項】

前回選考時

2019年の国立大学法人法の改正により、学長の職務について、教学と経営の分離が可能となったが、総長選考会議では「東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究及び経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す」との東京大学憲章の理念に基づき、引き続き、教学と経営双方の長たる総長が統括することが望ましいと判断。（令和2年4月7日研究科長・学部長・研究所長合同会議資料より抜粋）

【国立大学法人ガバナンス・コード】原則3-3-5 経営力を発揮できる体制の検討

学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

- (a) 教学と経営を分離しない

東京大学憲章に掲げる総長の統括と責任の下、総長は、教学と経営の両面について引き続き最終的責任を負うものとしつつ、各理事に適切にその権限を委譲することによって、主として法人経営側に注力するという本学のUTokyo Compass推進会議ガバナンス分科会・国際卓越研究大学構想策定委員会ガバナンス部会の現段階の検討の方向性について、適切であると判断した。

次期総長の任期について

課題

国立大学法人法において、「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。

論点

- ・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要
- ・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討
- ・総長選考・監察会議の解任申出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要
- ・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素
- ・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要
- ・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき

検討の方向性

- (a) 6+0 (H21年～現行)
- (b) 4+0 (S47年～H20年)
- (c) 4+2 (S24年～S47年)
- (d) 5+a (T8年～S13年)・・・など

※過去の検討経緯

「6年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、これまでの検討では、「6年は不適切である」という意見は特段なく、6年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。

東京大学総長の任期に関する規則（抄）

（任期）

第2条 総長の任期は、6年とする。

2 総長は、引き続いて再任されることができない。

第3条 前条の規定にかかわらず、総長が欠けたときの後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合、後任の総長は、引き続いて1回に限り再任されることができる。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a) 任期6年、再任不可

中長期的な視点で国立大学法人の経営・運営に責任を持つことが必要となる点を重視し、総長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、引き続き、中期目標・中期計画の期間に合わせて総長の任期を6年とすることが適切であると判断した。再任については、総長の権限は非常に強く、引き続き再任を認める場合は、組織及び人材の固定化をまねく恐れがあることから、法人経営人材の育成に資するため、現段階においてその取扱いを見直す必要性はないものと判断した。

次期総長の任期について —参考法令等—

国立大学法人法（抄）
（役員任期）

第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則3-3-1③

学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）【平成26年8月29日】（一部抜粋）

⑤ 学長又は機構長の任期については、国立大学法人等の自主性・自律性の尊重に配慮する観点から、学長等選考会議の議を経て、各国立大学法人等の規則で定めるものであるが、学長又は機構長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、任期を設定すること。また、現学長又は現機構長について、例えば、学長等選考会議が優れた業績を上げていると判断した場合には、教職員による、いわゆる意向投票を行わずに再任を認めるなど、柔軟な手続を確保することについても適切に留意すること。

「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）【平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会】（一部抜粋）

（3）学長の任期

○ 学長の任期については、現在、国立大学法人及び公立大学法人では、2年以上6年を超えない範囲とされているが、再任されることができると法定されている。私立大学については法律上の規定はなく、各大学の判断に委ねられている。
学長の任期については、基本的に各大学が判断すべき事柄ではあるが、過度に短い場合には、大胆な改革を行うことは困難であり、各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、それぞれに適した年数の任期を設定すべきである。

求められる総長像について

論点

- ・「求められる総長像」の具体化についての検討

検討の方向性

- (a) 現行維持
- (b) 国内外の大学における求められる総長像を参考にする

国立大学法人法（抄）
（役員任命）

第十二条

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

前回選考時

求められる総長像の作成に当たって、広くパブリックコメントを実施し、学内構成員（教職員・学生）の意見も踏まえた「求められる総長像」を策定した。

国立大学法人ガバナンス・コード【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則3-3-1①

学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).3.14 第13回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a) 現行維持

広く学内外から相応しい者を求めるため、資質・能力に関する基準は、ある程度抽象的な表現を用いて境界条件のような形で示した方がよいのではないかと検討した。

代議員会における第1次候補者の推薦における結果の取扱い【学内WG検討結果】

論点

・代議員会の投票については、投票結果を公開すべきかどうか、公開する場合には、誰に対して、どのような内容（氏名あるいは順位）を、いつ（とりわけ候補者が辞退を申し出る時期との先後）公開するかが、重要な検討課題と考えられる。（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和3（2021）年3月 東京大学）

検討の方向性

・具体的には、総長選考プロセスの各段階（第1次候補者の決定、第2次候補者の選定、意向投票、総長予定者の決定）の意味づけの明確化及びそれに応じた適切な制度・手続の設計（2-4（2）②）。（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和3（2021）年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース 東京大学）

・第1次候補者及び第2次候補者に関する情報については、選考プロセスの各段階の意味付けを明確にした後に、それぞれ公表内容、発信・提供の範囲、時期等について、経営協議会や教育研究評議会等、学内の意見も傾聴しつつ、選考の透明性確保の観点も含め、詳細に議論した上で決定すべき（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項1（2）③）

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).12.1 第9回総長選考・監察会議において異議なく了承

- ①代議員会における投票結果を公開すべきか --→公開する方がよいのではないか。
- ②公開する内容 --→氏名（辞退者を除く）、得票数（参考情報）
- ③公開する対象 --→学内外
- ④公開する時期 --→代議員会で10名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦したとき

<総長選考・監察会議委員へ提示する時期と情報>

代議員会で10名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦する。（辞退者を除く第1次候補者の「氏名・得票数」を委員全員に伝える。）

<公開時期と内容>

代議員会で10名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦したときに、辞退者を除く第1次候補者全員の「氏名・得票数」を公開する。

<情報の公開にあたっての基本的な考え方>

- ・透明性の確保という観点から代議員会の情報を開示する（公開の趣旨）
- ・絞り込みは総長選考・監察会議が主体的に行うプロセスであり、面接などを総合的に勘案して行うもの。
- ・代議員会の得票数は参考情報に過ぎず、その後の絞り込みを制約するものではない。
- ・絞り込みにあたっては、経営協議会からの推薦を含め、すべての第1次候補者をフラットに検討する。

<国立大学法人法>

(役員任命)

第十二条

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、**学長選考・監察会議が定める基準**により、行わなければならない。

<国立大学法人ガバナンス・コード>

【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、**学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、**法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、**主体的に選考を行うべき**である。

補充原則 3-3-1①

学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、**自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。**

<東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則> (抄)

(4) 代議員会は、次の方法によって第1次候補者を定める。

ア. 各代議員は、候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する。

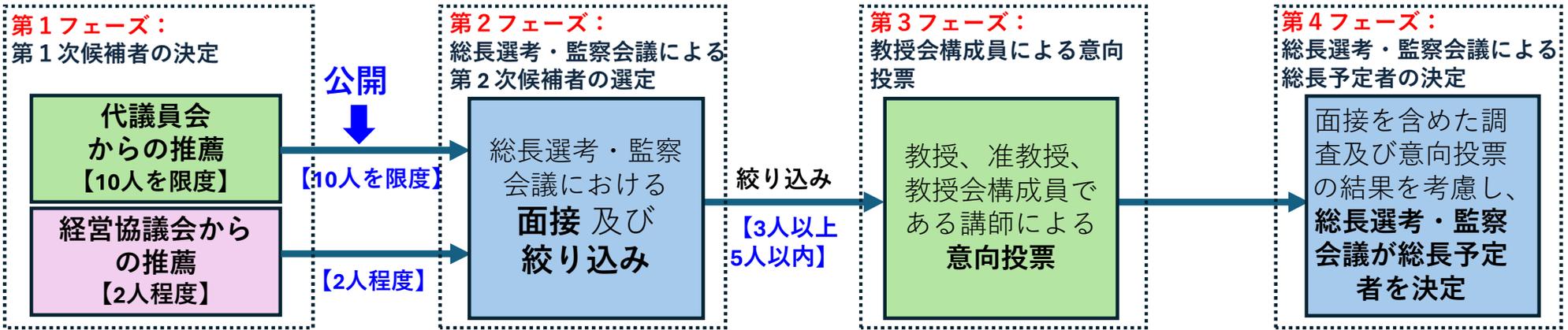
イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順にその席上において発表する。

ウ. 各出席代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、10人を超えてその者を第1次候補者に加える。

オ. 代議員会の議長は、**第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。**

< 本学における総長選考プロセス >



< 総長選考・監察会議委員へ提示する時期と情報 >

代議員会で10名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦する。（辞退者を除く第1次候補者の「氏名・得票数」を委員全員に伝える。）

< 公開時期と内容 >

代議員会で10名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦したときに、辞退者を除く第1次候補者全員の「氏名・得票数」を公開する。

【（参考）令和2年度総長選考】

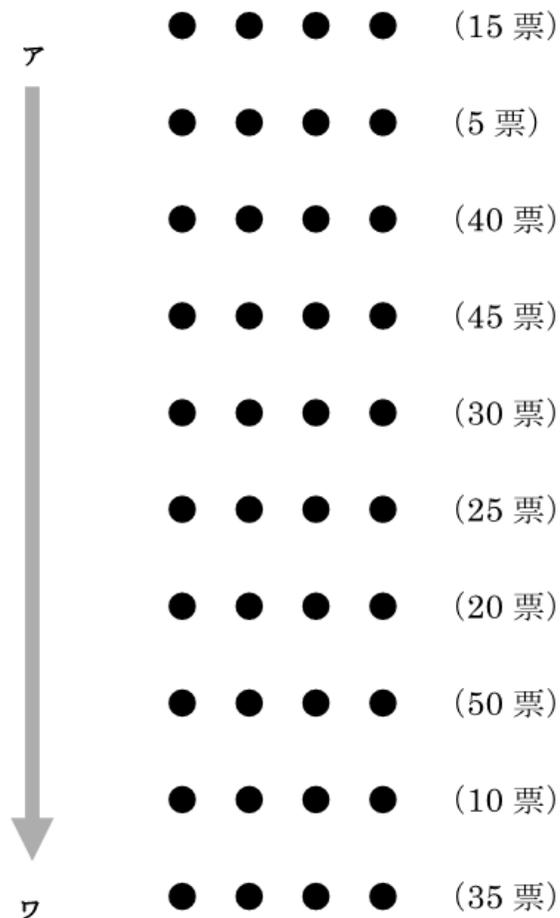
	代議員会終了直後（10名）	第1次候補者確定後（10名－辞退者）【辞退承認後】	面接	第2次候補者決定後（3人以上5人以内）【面接絞り込み後】	総長予定者決定後
総長選考・監察会議委員	氏名		第1次候補者の氏名及び得票数を「回収資料」として各委員に席上配付		
代議員	氏名（席上で出席代議員に対して発表）				
学内構成員					47

代議員会選出 第1次候補者氏名（五十音順）公表（イメージ）

イメージ

別紙

代議員会選出 第1次総長候補者氏名（五十音順）



代議員会で10名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦した後、委員へ通知

候補者情報の収集の在り方

論点

- ・ 総長選考・ 監察会議委員に対する候補者情報の充実化

検討の方向性

- ・ 候補者提出書類の検討
- ・ 候補者に対する面接時間の検討

委員が候補者の人格、能力、評判等をよりよく知るためには、候補者から提出された書類及び候補者への30分間の面接から得られる情報だけでは不十分であり、候補者を知るためにはより多くのリソースが必要である。候補者への面接時間（特に候補者への質疑応答時間）をより長く確保する方向で検討するほか、経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多元的に知る機会を増やす方策についても検討すべきである。（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項1(2)②）

前回選考時（参考）

<前回面接の進行>

時間：各候補者30分程度（目安）

【面接前半（10分程度）】

- ・ 提出された総長候補者資料に基づき、本人から所信等の説明

【面接後半（20分程度）】

- ・ 総長候補者資料及び説明内容等に対する質疑応答及び意見交換

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).7.22 第4回総長選考・ 監察会議において異議なく了承

面接時間（候補者への質疑応答時間）をより長く確保するため、40分程度とする。

第2次候補者の絞り込み方法（イメージ）

論点

- ・第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール
- ・現行内規の「3人以上5人以内」の規定を維持すべきかどうか
- ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める

○東京大学総長選考会議内規において「3人以上5人以内」と規定されている第2次候補者の人数については、それを維持すべきか、また、少なくとも実際の絞り込みを行う時点より前の段階でより明確にしておくべきではないか

○絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定めることが望ましい。**投票の方法を用いる場合には、投票の意味（意見分布の確認か候補者を決定するための表決か）や議決要件（出席委員の過半数の票を得た者を候補者として決定する等）を事前に明確化しておくべき**であり、必要に応じ、東京大学総長選考会議内規の規定を補足するルールを検討することも考えられる。また、信憑性が確認されない匿名の告発文等は取り扱わない、あるいは中傷と思われる批判があった場合には当該候補者に反論の機会を与えるなどのルールの明確化も検討する必要がある

（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項 1（2）①第2次候補者の絞り込み方法）

学内WGにおける検討の結果

【第2次候補者の人数「3人以上5人以内」を維持すべきか】⇒2025(R7).12.1 第9回総長選考・監察会議において異議なく了承
「3人以上5人以内」に改正した趣旨（総長選考・監察会議が主体的に選考できるよう見直す）を尊重し、現行の総長選考・監察会議内規の規定を維持する。

【第2次候補者に絞り込む方法について】⇒引き続き総長選考・監察会議でその詳細について検討
総長選考・監察会議において、原則の絞り込みのルールを定める。絞り込み後、結果とともに公表する。

①方向性（ジェンダー、学問分野などの多様性やバランス等）の検討

① 3名連記で投票

②結果発表

③得票数の多い者から上位3名は、原則、第2次候補者と決定

④第2次候補者として3名で十分かを検討

（ジェンダー、学問分野などの多様性やバランス等の観点。求められる総長像に合致していることを前提として、意向投票に提示する選択肢として過不足を確認。）

⑤追加（1～2名）の必要性を検討の上、総長選考・監察会議で決定

⑥適任と考える追加の候補者について投票 ※プレ投票

⑦投票結果をふまえて総長選考・監察会議にて検討

⑧決定のための投票※投票方法：議長を除く出席委員の無記名投票（選考・監察会議内規第3条1項2号、同条第2項）

候補者情報の発信・提供の在り方

論点

- ・ 構成員等に対する候補者情報提供の充実化 公表内容、発信・提供の範囲、公開討論会、動画配信などの検討

検討の方向性

特に第2次候補者の所信については、総長選考会議委員の判断材料に資するためだけでなく、意向投票をより有意義にするためにも、公開討論会などパブリックな所信表明の場を設けることや動画配信などの実施を含め、積極的に検討することが望ましい。（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項1(2)③）

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).12.1 第9回総長選考・監察会議において異議なく了承

総長選考・監察会議委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため総長選考・監察会議主催で第2次候補者に対する「動画配信」を実施する。動画は第1次候補者を推薦する役割を持つ経営協議会委員にも提供する。

【実施内容（イメージ）】

- ・ **実施時期**：第2次候補者の氏名告示後、意向投票までの間に実施
- ・ **対象**：第2次候補者（3人以上5人以内）
- ・ **内容**：所信の表明及び総長選考・監察会議からの質問に対する候補者の意見表明
10分程度の所信表明に加え、あらかじめ総長選考・監察会議が設定した共通の質問に対し、5分程度で意見を表明する。
所信の表明及び質疑応答は動画で学内構成員へ提供する。
総長選考・監察会議が設定する共通の質問は、一定期間（1～2週間を想定）、本学の構成員から広く募集し、総長選考・監察会議において選定する。
- ・ **時間**：15分程度／人
- ・ **提供の範囲**：学内構成員・経営協議会委員

意向投票

論点

- ・ 選考プロセスにおける意向投票の意義、位置付け
- ・ 意向投票の複数回の投票等の方式の検討

○総長選考会議における総長予定者の決定にあたり、**候補者が大学構成員の支持をどの程度得ているかは非常に重要な判断要素**であり、次期選考においても、選考プロセスにおける位置付けを明確にした上で、意向投票を実施することは**引き続き有意義**であると考え。ただし、**複数回の投票等、現行方式については意見が分かれる部分もあり、改めて検討が必要**である。（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項 1（1）③意向投票）

○国立大学法人の学長は、**学長選考会議が、その責任と権限の下、自ら定める基準により主体的に選考**することとされている。したがって、**学長選考会議が意向投票の結果に拘束されることがあってはならず**、例えば、**候補者のうちの一人が過半数を獲得するまで意向投票を行うことにより、学長選考会議が、意向投票の結果をそのまま選考結果に反映させ、過度に学内の意見に偏るように受け取られることは避けるべき**である。また、学長選考会議が、**意向投票を一つ的手段として活用する場合には、学長候補者が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかどうかの確認の参考とするなど、実施目的や位置付けを明確にして、説明責任を果たすべき**である。（国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～最終とりまとめ 令和2年12月 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議）

<国立大学法人法>

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、**学長選考・監察会議が定める基準**により、行わなければならない。

<国立大学法人ガバナンス・コード>

【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、**学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべき**である。

補充原則 3-3-1①

学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要なとされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、**意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない**。

意向投票

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).12.1 第9回総長選考・監察会議において了承。投票の実施方法については⑤の方法に決定。

【意向投票の実施】

総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。

【投票の実施方法】

☆ 4人以上でも1回目で過半数があれば終了する場合

①原則1回、例外2回

投票回数は、1回とする。ただし、第2次候補者が4人以上の場合であって、1回目の投票において有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票多数の者上位3名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について2回目の投票を行う。

②原則2回、例外1回

投票回数は、2回とし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。ただし、第2次候補者が3人である場合又は第2次候補者が4人以上であって1回目の投票においていずれかの候補者が有効投票の過半数を得た場合は、2回目の投票は行わない。

③「過半数」の言い換え

投票回数は、1回とする。ただし、第2次候補者が4人以上の場合であって、1回目の投票において得票最多であった者の得票数が他の第2次候補者（白票は含まない。）の得票数を合計した数よりも少ない場合には、得票多数の者上位3名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について2回目の投票を行う。

学内WGにおける検討の結果

☆ 1回目投票の結果によらず4人以上ならば2回目を行う場合

④

投票回数は、1回とする。ただし、第2次候補者が4人以上の場合は、1回目の投票において得票多数の者上位3名（末位に得票同数の者がいるときは、これを加える。）について2回目の投票を行う。

⑤

投票回数は、以下のとおりとする。

ア. 第2次候補者が3人の場合は1回の投票を行う。

イ. 第2次候補者が4人以上の場合は2回の投票を行うものとし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3名（末位に得票同数の者がいるときは、これを加える。）について行う。

【投票結果の公表】

意向投票が終了した後、投票の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。
なお、2回目の投票を実施した場合は、実施した回ごとに示すものとする。

※第2次候補者の人数は「3人以上5人以内」を維持する（P10「第2次候補者の絞り込み方法」参照）

東京大学総長選考・監察会議内規（抄）

（意向投票）

第13条 選考・監察会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

（総長予定者の決定）

第14条 選考・監察会議は、**第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。**

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抄）

5. 内規第13条の意向投票の方法について

(1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に指定の投票所において、単記無記名投票により行う。

(2) **有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票を行う。**

(3) **投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について1回に限り投票を行う。**

⋮

(8) 第1号から第3号に定める投票の際は、**各人の得票数を投票の都度発表**する。

【参考】

本学のガバナンスの在り方に関する検討状況—「自律的で創造的な大学モデル」のガバナンス—（中間報告）

p.11 一部抜粋（2025年3月4日 UTokyo Compass推進会議ガバナンス分科会・国際卓越研究大学構想策定委員会ガバナンス部会）

総長のリーダーシップは構成員の支持と信頼の上に成り立つとの本学の伝統から、意向投票は維持されるべき。

総長予定者の決定

論点

- ・ 総長選考・監察会議における総長予定者決定の在り方（2-4（2）②）
- ・ 総長予定者決定理由の具体的説明の在り方（2-3（3））
（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和3（2021）年3月 東京大学）

検討の方向性

総長予定者の決定においては、現行規定では、「選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する」（総長選考・監察会議内規第14条）と定められていることから、この「考慮」がいかなる重みを持つのが重要な検討課題であると考えられる。
（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和3（2021）年3月 東京大学）

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).12.1 第9回総長選考・監察会議において異議なく了承

○総長予定者の決定の在り方

【現行の総長予定者の決定方法】

- ・ 選考・監察会議内規第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して決定する(内規第14条)
 - ⇒「考慮して」という表現は、制度上「（意向投票の結果に）基づいて」ではなく、単なる「参考に」ではない（重く考えてほしい）という意味の両方を含む表現ではないか。
現行規定の「考慮して」の文言はこのような深い意味を持つことを総長選考・監察会議として重く受けとめることが必要である。
 - ⇒ 総長選考・監察会議が主催する「所信表明の動画配信」についても考慮の対象に含めるべきではないか。
求められる総長像に照らし、総長選考・監察会議が主体的に選考を行うために実施するもの（調査、意向投票の結果、候補者提出書類、推薦書、所信表明の動画配信）を総合的に考慮して総長予定者を決定することを明記すべきではないか。
- ・ 総長予定者の決定は**表決**する事項に規定（内規第3条）
- ・ 令和2年度の総長予定者の決定方法について検証報告書、申し送りには課題は挙げられていない。
 - ⇒決定方法はこれまでと同じでよいのではないか。

○総長予定者決定理由の具体的説明の在り方

総長選考・監察会議による情報提供及び説明責任の強化が極めて重要であることは総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書にも繰り返し述べられていることから、委員一人一人がその重要性を十分に認識した上で、総長選考・監察会議において丁寧に説明責任を果たしていくことが必要である。

総長予定者の決定—関係規則等—

東京大学総長選考・監察会議内規（抄）

（議事）

- 第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第15条により解任の申出をする場合及び第20条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。
- 3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

（表決）

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
(2) 第2次総長候補者の決定

(3) 総長予定者の決定

⋮

- 2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。
- 3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。

（略）

（総長予定者の決定）

第14条 選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討

論点

- ・選考プロセス※への学内構成員（教職員・学生）の参画の在り方をどうするか。

※選考プロセスとは、代議員会の投票及び経営協議会の推薦による第1次候補者の決定（第1フェーズ）、総長選考会議による第2次候補者の選定（第2フェーズ）、大学構成員による意向投票（第3フェーズ）、総長選考・監察会議が行う調査及び意向投票の結果を考慮した総長予定者の決定（第4フェーズ）の4つのフェーズのことをいう。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).12.1 第9回総長選考・監察会議において異議なく了承

●教職員の参画について

①代議員会の構成について

- ・教授会構成員以外の人数※を増やす方向性で検討した結果、「学部を有する研究科」の常勤教職員（教授会構成員以外）を1名増やして計2名とする。
- ・また、教授会構成員から選出された区分（別表1）について、公共政策学連携研究部については、研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、新たに区分を設ける方向で進める。

※東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則 1(1)

②意向投票について

職員への投票資格付与について、大学運営・経営への関与という観点から、管理職手当が支給される職員を対象として検討した結果、部長級及び事務系の課長級職員に投票資格を付与する。

●学生の参画について

①学生に対して投票資格は付与しない。

- ②学生も含めた学内構成員からの意見聴取を行い、動画配信等による総長候補者からの回答を通じて、学内構成員の声を選考プロセスに反映させる。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（意向投票・パブリックコメント後の検討）

パブリックコメントにおける学内構成員の意向投票への参画に関する意見を受け、現在規則改正を進めている「部長級及び各部署の事務組織の長」（②列）に事務系の課長級職員を加えた「**部長級及び事務系の課長級職員**」を検討対象に追加する（⑥列）。

管理職手当が支給される職員の意向投票への参画について

現行：意向投票資格なし

現行の改正案：本部事務組織の部長、看護部長、薬剤部長、各部署の事務組織の長に意向投票資格を付与

	職名	職位	①本部部長 及び 部署事務組織の長	②部長級 及び 部署事務組織の長	③部長級	④事務系 すべて	⑤すべて	⑥部長級 及び 事務系の課長級職員
本部	部長(12)	部長級	○	○	○	○	○	○
	次長(2)	課長級				○	○	○
	課長(62)	課長級				○	○	○
部署	事務部長(8)	部長級	○	○	○	○	○	○
	事務長(21)	課長級	○	○		○	○	○
	事務系課長(37)	課長級				○	○	○
	看護部長(2)	看護部長		○	○		○	○
	薬剤部長(1)	薬剤部長		○	○		○	○
	副看護部長(5)	副看護部長					○	
	看護師長(51)	看護師長					○	
人数計			41	44	23	142	201	145

※ 職名の（ ）数字は、R7.4.1時点の人数

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抜粋）

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第9条の代議員会の構成について

- (1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。
ア. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分ごとに各4人（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。）
イ. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに各1人

4. 内規第13条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であつて選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者とする。
(2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。
(3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。
(4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
(5) 教授（特例）ポストの教授は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
(6) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。
(7) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
(8) 全学センター、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号にいう教授会とみなす。

別表1

区分ア	人数
人文社会系研究科	4
教育学研究科	4
法学政治学研究科	4
経済学研究科	4
総合文化研究科	4
理学系研究科	4
工学系研究科	4
農学生命科学研究科	4
医学系研究科	4
薬学系研究科	4
数理科学研究科	4
新領域創成科学研究科	4
情報理工学系研究科	4
情報学環	4
法学部	4
医学部	4
工学部	4
文学部	4
理学部	4
農学部	4
経済学部	4
教養学部	4
教育学部	4
薬学部	4
医科学研究所	4
地震研究所	4
東洋文化研究所	4
社会科学研究所	4
生産技術研究所	4
史料編纂所	4
定量生命科学研究所	4
宇宙線研究所	4
物性研究所	4
大気海洋研究所	4
先端科学技術研究センター	4
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	4

(1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

(2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

別表2

区分イ	人数
人文社会系研究科	1
教育学研究科	1
法学政治学研究科	1
経済学研究科	1
総合文化研究科及び数理科学研究科	1
理学系研究科	1
工学系研究科	1
農学生命科学研究科	1
医学系研究科	1
薬学系研究科	1
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部	6
附属図書館	1
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

柏地区に所在する事務組織とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

令和 8 年 1 月 1 4 日
 総長選考・監察会議

総長の賞与に係る職務実績の評価について

東京大学役員給与規則（平成 1 6 年 4 月 1 日役員会議決）第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに役員賞与の支給日及び支給基準等について（平成 2 8 年総長裁定）に基づき、総長の賞与に係る職務実績の評価については、下記により取扱うものとする。

記

1 職務実績の評価方法

総長選考・監察会議は、職務実績の評価を行うにあたっては、中期計画及び本学として策定する行動計画の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、必要に応じて総長及び監事と懇談を行うものとする。

2 職務実績の評価対象期間及び評価実施時期

- (1) 職務実績の評価対象期間は、当該年度とする。
- (2) 職務実績の評価は、3 月までに行う。ただし、総長の任期の最終年度については、2 月までに行う。

3 職務実績の評価区分

職務実績の評価区分は、次表のとおりとする。

職務実績の評価区分	(増減率)
A：計画を著しく上回って進捗している	1.10
B：計画を上回って進捗している	1.05
C：計画の達成に向けて順調に進捗している	1.00
D：計画の達成のためには遅れている	0.95
E：計画の達成のためには重大な改善事項がある	0.90

4 職務実績の評価の決定

職務実績の評価の決定は、総長選考・監察会議委員の合議により行う。

5 職務実績の評価結果の通知及び報告

総長選考・監察会議は、職務実績評価の結果について、総長に通知し、経営協議会に報告する。

6 経過措置

令和 8 年度に実施する職務実績の評価については、評価対象期間を令和 7 年度及び令和 8 年度とし、令和 9 年 2 月までに行う。

7 実施

この決定は、令和8年4月1日から実施する。

東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項

(令和4年3月16日総長選考会議承認)

改正：R5.3.15

1. 議事の記録について

- (1) 東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）の議事は、書面及び電磁的音声記録により記録するものとする。書面による記録は、議事要旨及び議事録とする。
- (2) 議事要旨は、議事の論点及び経過並びに結果及び決議事項を簡潔に記載するものとする。
- (3) 議事録は、議事の経過と結果・決議事項について、委員の氏名や意見・発言内容などを具体的に記載するものとする。
- (4) 議事録は、選考会議が定めるところに従い、委員間の情報共有に用いるほか、委員の交代に際し、新旧委員間の情報伝達にも活用できるものとする。

2. 議事・配付資料の公開について

- (1) 会議の議事要旨、議事録（議長を除き匿名化したもの。以下同じ。）及び配付資料は、原則として各回の会議終了後に東京大学ホームページの選考・監察会議ページに公開する。ただし、人事に関する意見交換を行う議事の議事録及び配付資料は非公開とし、**それ以外の議事録及び配付資料についても全部またはその一部を公開することが適当でないと選考・監察会議が議決したときは、非公開とすることができる。**
- (2) **前号ただし書き後段の規定により議事録及び配付資料を公開しないこととする場合は、その理由について、選考・監察会議の承認を得る。**
- (3) **前二号の規定により公開しないこととする場合は、その旨及び理由を併せて公表する。**
- (4) 選考・監察会議ページには、問い合わせ先を明示し、常時、質問や意見を受け付ける。
- (5) 電磁的音声記録による記録は公開しない。

3. 保秘事項について

- (1) 委員は、人事に関する意見交換を行う議事については、議事要旨として公表される内容を除き、議事の内容を保秘するものとする。
- (2) 議長は、人事に関する意見交換を行う議事に際しては、当該議事の開始時と終了時に保秘について確認するものとする。
- (3) 人事に関する意見交換以外の議事においても、公表に適さない内容が含まれていると議長または委員が思料した場合は、当該議事の終了時に保秘とするか否かを決定するものとする。
- (4) 全ての議事において、議長を除き意見の発言者名は保秘するものとする。

4. 議長の選出方法について

- (1) 議長の選出に総長を関与させてはならない。
- (2) 議長の選出のための委員の互選にあたっては、各委員の略歴等の情報を事前に共有するものとする。
- (3) 議長の選出のための委員の互選にあたっては、国立大学法人法、規則及び内規に定

める選考・監察会議の任務、議長の権限及び次項に定める議長の行動指針を確認するものとする。

(4) 議長の選出のための委員の互選は、委員間で意見交換をした後に単記無記名投票を行い、出席委員の過半数の票を得た者を議長とする。

(5) 前号において、出席委員の過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について、単記無記名投票を行う。

(6) 前号の投票に及んでなお出席委員の過半数の票を得た者がいないときは、得票の多数を得た者を議長とする。ただし、得票同数のときは、くじで定める。

(7) 議長の選出のための議事進行は事務局が行い、第4号から第6号に定める投票による決定方法を予め確認するものとする。

5. 議長の行動指針について

(1) 議長は、委員としての意見を有しつつも、中立・公正な議事運営を行うことを第一義的な務めとしなければならない。

(2) 議長の選出後、議長自身に所信表明を求め、それを公表するものとする。

6. 選考・監察会議の傍聴及び陪席について

(1) 人事に関する意見交換が行われる議事を除き、委員選出母体である経営協議会委員及び教育研究評議会評議員の傍聴を認める。

(2) 学内構成員に公開することが適切であると選考・監察会議において事前に決定した議事については、学内構成員の傍聴を認めることができる。

(3) 監事のほか、以下の者の陪席を認める。

ア. 総務部長

イ. 人事部長

ウ. 本部法務課長

エ. 本部法務課法規チーム職員

オ. その他議長が必要と認める者であって、選考・監察会議により承認された者

7. 選考・監察会議における関係規則等の席上配置について

(1) 選考・監察会議においては、関係規則等をまとめた冊子を席上に配置するものとする。

(2) オンライン会議においては共有 URL に関係規則等をまとめた冊子の電子媒体を格納し、常時参照できるようにする。

8. 経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員との関係について

(1) 経営協議会及び教育研究評議会それぞれと定期的に懇談会を開催し、審議状況の報告と意見交換を行う。

(2) 総長選考の仕組み等、重要な決定を行う場合には、学内構成員への意見照会の手続きを履む等、十分な情報提供及び透明性の確保に努める。

9. 選考・監察会議の開催方式について

(1) 選考・監察会議の審議は、対面（オンライン形式含む。）によるものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、書面（電子メール含む。以下同じ。）による審議とすることができる。

(2) 前号ただし書きに規定する書面による審議を行う場合、議長は、あらかじめ審議事

項を委員へ示した上で、書面による審議の必要性に関し、委員に異議がないことを確認しなければならない。

10. 本了解事項に定める事項について疑義が生じたとき、または本了解事項に定めのない事項について定める必要が生じたときには、選考・監察会議においてその都度決定するものとする。